

情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

(平成 29 年度)

春日井市

目 次

第 1	制度のあらまし	1
第 2	情報公開制度の施行状況	8
第 3	個人情報保護制度の施行状況	12
第 4	情報提供制度の施行状況	14
第 5	会議公開制度の施行状況	15
資料 1	平成 29 年度情報公開実施状況一覧表	16
資料 2	平成 29 年度個人情報保護実施状況一覧表	27
資料 3	平成 29 年度会議公開実施状況一覧表	37
資料 4	平成 29 年度情報公開・個人情報保護審査会答申	43

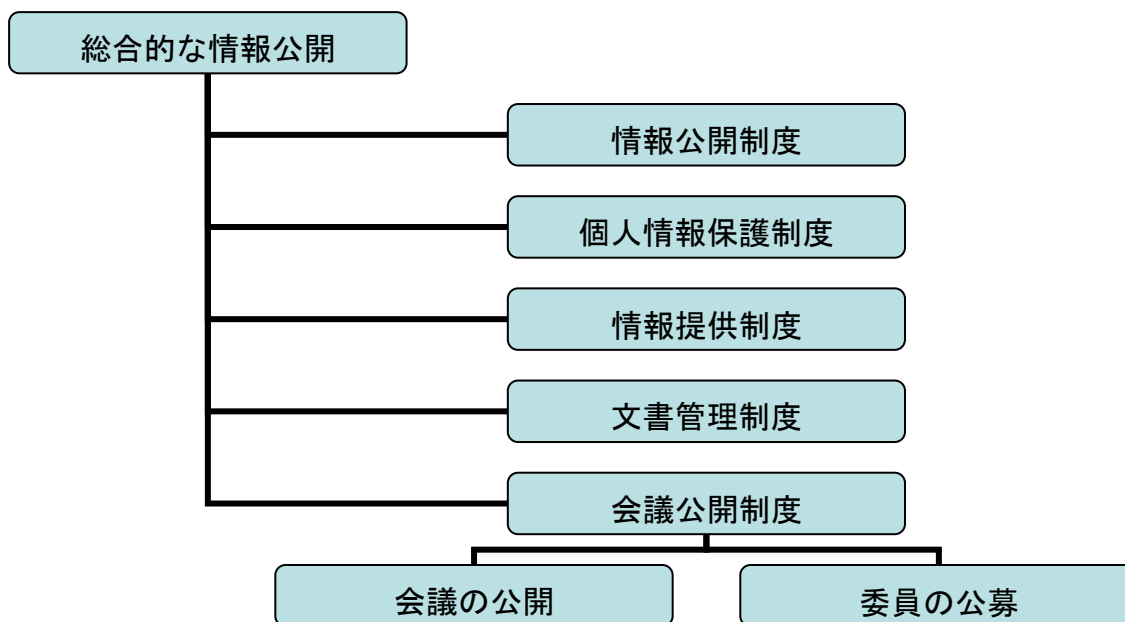
第1 制度のあらまし

当市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

【総合的な情報公開のイメージ】



1 情報公開制度

当市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

【情報公開制度のイメージ】



(1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

(2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

(3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成13年4月1日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

(4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報 (1号)	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報 (2号)	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報 (3号)	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報 (4号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報(5号)	国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
審議検討情報 (6号)	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報 (7号)	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 開示請求の手続

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 審査請求

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、市ホームページに掲載します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。
- ウ 平成 27 年 8 月 1 日以降の請求から公文書の開示の実施に係る手数料を導入しました。

ホームページ掲載場所 [ホーム](#) > [市政情報](#) > [行政](#) > [情報公開・個人情報保護](#) > [情報公開制度](#) > [手数料の内容について](#)

2 個人情報保護制度

当市では、春日井市個人情報保護条例を平成14年9月30日に公布し、平成15年4月1日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

(2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

(3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときは、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

(6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

(1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

(2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。当市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

(3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する指針を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。

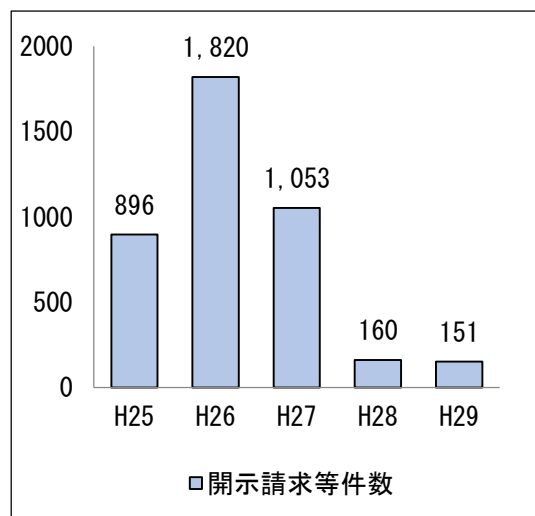


第2 情報公開制度の施行状況

1 開示請求等件数

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の公文書の開示請求等の件数は、151件（請求72件、申出79件）です。

図1 当市の開示請求等件数の推移



2 国、地方公共団体

(1) 国、主な都府県

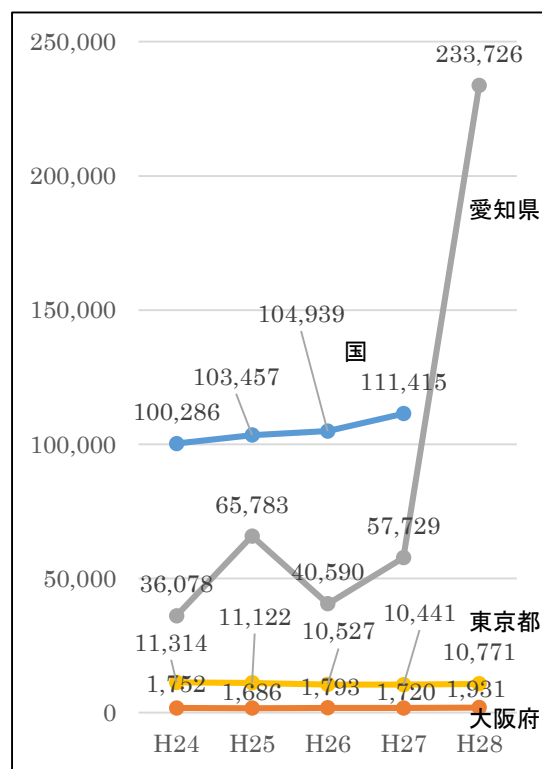
国と主な都府県における平成23年度から28年度までの開示請求等の件数の推移は、図2のとおりです。

平成28年度の請求等件数は、愛知県において増加しています。

	H24	H25	H26	H27	H28
国	100,286	103,457	104,939	111,415	-
大阪府	1,752	1,686	1,793	1,720	1,931
愛知県	36,078	65,783	40,590	57,729	233,726
東京都	11,314	11,122	10,527	10,441	10,771

（備考）平成29年度の状況は、まだ公表されていないため、平成28年度までの状況です（国の平成28年度は平成30年4月時点で未公表です。）。

図2 国等の開示請求件数の推移



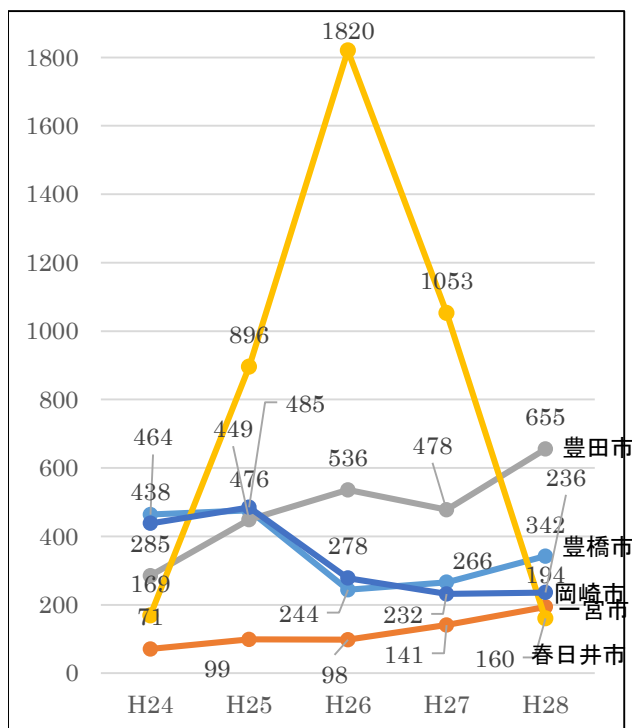
(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成 24 年度から 28 年度までの開示請求の件数の推移は、図 3 のとおりです。

	H24	H25	H26	H27	H28
豊橋市	464	476	244	266	342
一宮市	71	99	98	141	194
豊田市	285	449	536	478	655
春日井市	169	896	1,820	1,053	160
岡崎市	438	485	278	232	236

(備考) 平成 29 年度の状況は、まだ公表されていないため、平成 28 年度までの状況です。

図 3 県内他市の開示請求件数の推移



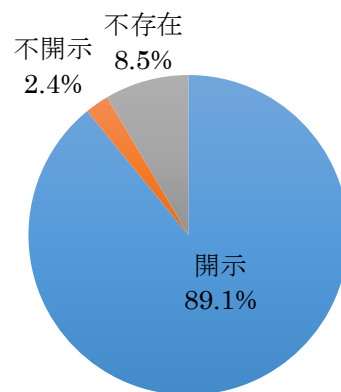
3 開示決定等の件数

平成 29 年度の開示決定等の件数は、次のとおりで、公開率は 89% となっています。

処理区分	件数
開示	147
(うち全部開示)	95
(うち一部開示)	52
不開示	4
不存在	14

※取下げ 6 件

図 4 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

4 開示決定等の件数の推移

平成 25 年度から 29 年度までの開示決定等の件数の推移は右表のとおりです。

年度	請求 件数	処 理 状 況					公開 率
		全部 開示	一部 開示	不開 示	不存 在	取下 げ	
H25	896	661	383	22	223	1	81%
H26	1820	1254	458	10	513	0	77%
H27	1053	383	107	471	169	2	43%
H28	160	105	49	0	15	6	91%
H29	151	95	52	4	14	6	89%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

5 部局別の処理状況

平成 29 年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求等 件数	処 理 状 況					公開率
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	
まちづくり推進部	46	40	9				100%
上下水道部	28	25	3				100%
総務部	20	3	15	2	1	2	86%
財政部	13	7	3		7		59%
教育委員会事務局	9	7	4		5	1	69%
環境部	9	2	5	2			78%
産業部	8	3	4			1	100%
建設部	5	3				2	100%
市民生活部	3	2	1				100%
文化スポーツ部	3		3				100%
健康福祉部	3	2	1				100%
消防本部	3		3		1		75%
市民病院	1	1	1				100%
農業委員会							100%
企画政策部							0%
青少年子ども部							0%
議会事務局							0%
監査事務局							0%
会計管理者							0%
公平委員会							0%
選挙管理委員会							0%
固定資産評価審査委員会							0%
合 計	151	95	52	4	14	6	89%

6 開示請求の内容別件数の推移

平成 25 年度から 29 年度までの請求内容の上位 3 は右表のとおりです。

※平成 28 年度について上下水道部と教育委員会は同件数です。

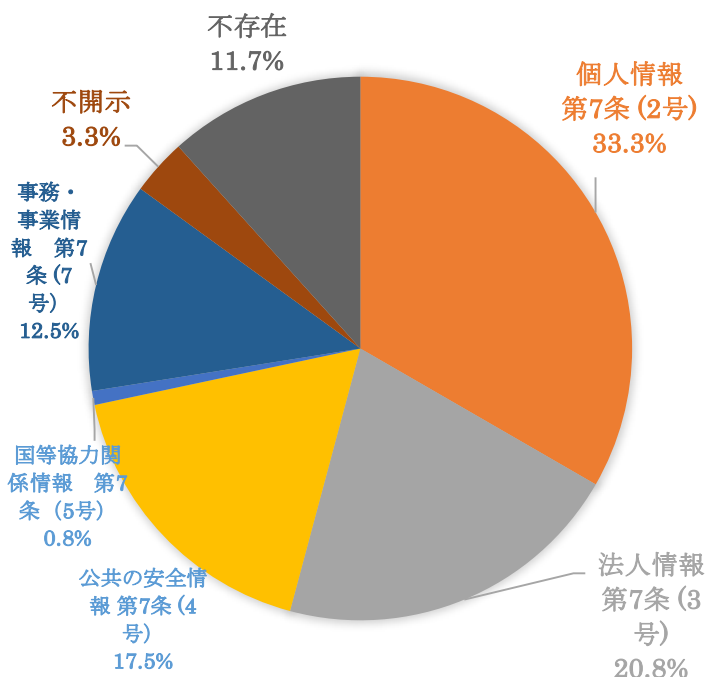
年度	1	2	3
H25	上下水道部 (123 件、13.7%)	環境部 (83 件、9.3%)	教育委員会 (79 件、8.8%)
	消防本部 (212 件、11.6%)	上下水道部 (194 件、10.7%)	健康福祉部 (143 件、7.9%)
H27	上下水道部 (140 件、13.3%)	消防本部 (106 件、10.1%)	教育委員会 (97 件、9.2%)
	まちづくり推進部 (60 件、37.5%)	上下水道部※ (22 件、13.8%)	教育委員会※ (22 件、13.8%)
H29	まちづくり推進部 (46 件、30.5%)	上下水道部 (28 件、18.5%)	総務部 (20 件、13.2%)

7 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図 5 のとおりです。

図 5 不開示情報別割合

不開示情報	件数
法令秘情報 第 7 条 (1 号)	1
個人情報 第 7 条 (2 号)	40
法人情報 第 7 条 (3 号)	26
公共の安全情報 第 7 条 (4 号)	24
国等協力関係情報 第 7 条 (5 号)	1
審議・検討情報 第 7 条 (6 号)	1
事務・事業情報 第 7 条 (7 号)	5
不存在	15



(備考) 条数及び号数は、春日井市情報公開条例の各条及び各号を指しています。(3 頁参照)

8 不服申立て・審査会答申の状況

平成 25 年度から 29 年度までの不服申立て・審査会答申状況は下表のとおりです。

平成 29 年度は、春日井市長に対して 5 件の審査請求がありました。

なお、答申の詳細は、本報告書の 43 ページ以降及び市のホームページを参照してください。

年度	不服申立て 件数	諮問 された 件数	諮問され なかった 件数	処理					未処理
				決定				取下げ	審議中
				棄却	認容	一部 認容	その他		
H25	3	3	0	3	0	0	0	0	0
H26	8	9	0	1	0	1	2	4	2
H27	6	7	0	4	0	0	0	0	6
H28	4	4	0	10	0	0	0	0	0
H29	5	4	0	2	0	0	0	0	1

(備考) 審査請求 5 件中 2 件は併合して諮問しました。また、諮問件数 4 件中 2 件は併合して審議を行い、答申を出しています。

第 3 個人情報保護制度の施行状況

1 開示等請求件数

平成 25 年度から 29 年度までの開示等請求の状況は右表のとおりです。

平成 29 年度の本人開示請求件数は 148 件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

年度	開示	訂正	利用 停止	合計
H25	18	0	0	18
H26	17	0	0	17
H27	16	0	0	16
H28	36	0	0	36
H29	148	0	0	148

2 開示決定等

平成 25 年度から 29 年度までの開示決定等の状況は、下表のとおりです。

年度	請求 件数	処 理 状 況						
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	不訂正	取下げ	訂正 却下
H25	18	8	11	0	5	0	0	0
H26	17	4	9	0	6	0	0	0
H27	16	5	9	0	2	0	0	0
H28	36	19	21	0	2	0	0	0
H29	148	36	43	20	67	0	0	0

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

3 不服申立て・審査会答申の状況

平成 25 年度から 29 年度までの不服申立て・審査会答申の状況は下表のとおりです。

年度	不服 申立て 件数	諮問 された 件数	諮問され なかった 件数	処 理					未処理 審議中
				決 定				取下げ	
				棄却	認容	一部 認容	その他		
H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	1	1	0	1	0	0	0	0	0

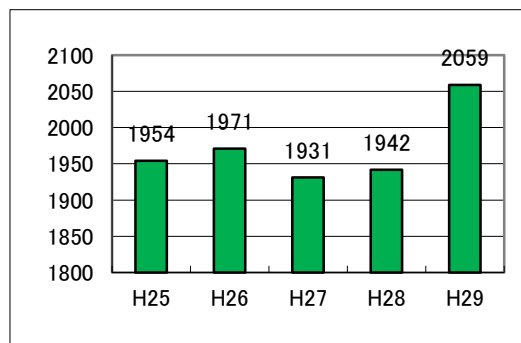
第4 情報提供制度の施行状況

1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるように市役所2階の情報コーナーに配置しています。

平成25年度から29年度までの行政資料の登録件数の推移は、図6のとおりです。

図6 行政資料の登録件数の推移



2 部局別の登録状況

平成29年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、ホームページをご覧ください。

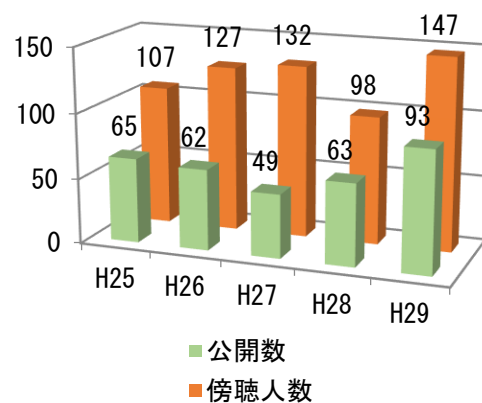
部局名	件数
議会事務局	423
総務部	307
教育委員会	296
健康福祉部	215
まちづくり推進部	136
市民生活部	125
企画政策部	119
産業部	93
環境部	92
文化スポーツ部	92
青少年子ども部	46
上下水道部	38
財政部	34
監査事務局	16
建設部	12
市民病院（事務局）	11
消防本部	4
総合計	2059

第5 会議公開制度の施行状況

1 会議公開の実施状況

平成25年度から29年度までに公開（一部公開を含む）で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図7のとおりです。

図7 公開数・傍聴人数の推移

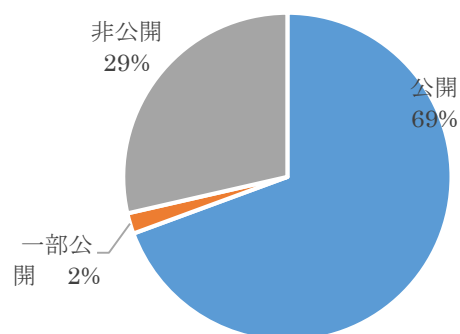


2 公開・非公開の決定状況

平成29年度における会議の公開・非公開の決定状況は、66の附属機関等のうち公開34、一部公開1、非公開14で、未開催が17です。

開催した会議のうち、公開率（一部公開を含む。）は、69%です。

図8 公開・非公開の決定状況



3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報扱うため（表彰審査委員会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）となっています。

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
15	5月9日	請求	教育委員会事務局 学校教育課	1. 2017年4月6日、5月1日開催の市町主要会に関するすべての文書。	2017年4月6日、5月1日開催の市町主要会に関するすべての文書	5月23日	全開示		
16	5月12日	申出	建設部 道路課	公共工事の積算時に使用する設計単価の一覧表のうち、市独自で作成している一覧表。土木系の単価(平成29年度)	平成29年度一般単価(土木)	5月25日	全開示		
17	5月12日	申出	上下水道部 下水建設課	公共工事の積算時に使用する設計単価の一覧表のうち、市独自で作成している一覧表。下水道系の単価(平成29年度)	公共下水道の積算時に使用する設計単価の一覧表のうち、市独自で作成している一覧表。下水道系の単価(平成29年度)	5月25日	全開示		
18	5月12日	請求	総務部 総務課	平成26年度、27年度、28年度総務課の弁護士資格を有する職員の復命書(平成29年4月4日付けで受け付けられて特定される文書を除いた後のつづり順から100枚まで)弁護士団体が主催のもの			取り下げ		
19	5月22日	請求	市民病院 管理課	1)平成26年6月7日当時、春日井市民病院において使用されていた胸痛観察プロトコルを記録した書面	・救急対応用研修医マニュアル(2012年度版)	6月5日	全開示		
				2)現在、春日井市民病院において使用されている胸痛観察プロトコルを記録した書面					
20	5月24日	請求	総務部 総務課	3)春日井市民病院における平成26年6月7日、同8日の当直日誌及び救急患者管理日誌	・春日井市民病院初期臨床研修プログラム(030426005・030426008) ・救急対応用研修医マニュアル(2017年度版) ・当直日誌(平成26年6月7・8日分) ・救急患者管理日誌(平成26年6月7・8日分)	6月5日	一部開示	委員名・肩書、顔写真、職員番号、委託職員名、患者情報、(氏名、年齢、転帰、病名及び処置内容)	条例7条2号
				4)平成26年6月7日当時、春日井市民病院において使用されていた研修医向けの研修用の資料(新人研修、ガイダンス等で使用されているもの)					
				5)現在、春日井市民病院において使用されている研修医向けの研修用資料(同上)					
21	6月1日	申出	消防本部 消防署	平成11年6月30日に発生した火災の調査記録	平成11年6月30日に発生した火災の調査記録	6月15日	一部開示	各書類に係る出火場所、氏名、年齢、職業、住所、電話番号、焼損程度、面積、焼損面積、焼損棟数、り災世帯、り災人員、損害額、出火原因等、法人の情報、関係者の供述内容、火災現場記録写真、り災建物の図面、保険の契約、り災状況報告書の内容、損害調査書及び査定書の金額、品名、数量、係数等、火災原因判定書の判定経過、現場質問調査及び質問調査の内容、実況見分調査の内容、火災出場時における見分調査の内容、火災予防対策調査書の内容、鑑識見分調査の内容	条例第7条第2号 条例第7条第3号 条例第7条第7号
22	6月1日	請求	教育委員会事務局 学校教育課	1. 2017年度の補助教材使用届。	2017年度の補助教材使用届	6月14日	全開示		
23	6月1日	請求	総務部 総務課	平成28年度総務課の弁護士資格を有する職員の復命書(平成29年5月24日付けで受付されて特定される文書を除いたあとのつづり順から100枚まで)弁護士団体が主催のもの	平成28年5月23日及び6月21日作成の復命書(平成29年5月24日付けで受付した公文書開示請求書において特定される文書を除き、綴り順で数えて100枚まで。)	6月15日	一部開示	研修等での配付資料(開催日時、開催場所、研修名称、研修主催者名、講師名、ホームページ公開資料、ページ番号及びチラシは除く。)	第7条第7号
24	6月13日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H6 認建春建 1678号 H7 認建春建 0632号 H7 認建春建 1272号 H8 認建春建 0003275号 H12 確認建築 春日井市 00563号	建築計画概要書 H6 認建春建 1678号 H7 認建春建 0632号 H7 認建春建 1272号 H8 認建春建 0003275号 H12 確認建築 春日井市 00563号	6月27日	全開示		
25	6月14日	申出	財政部 資産税課	春日井市の、平成29年1月1日現在の、課税業務等のための地番・筆界等(できれば字界・字名・家屋も)の現状図で、業務委託によって作成又は更新されたもの。 ※shapeデータでの開示を優先的に希望します。shapeデータ以外のデータ、若しくは紙での開示となる場合は、事前にご連絡をお願い致します。 ※毎年1月1日現在に更新される時期についてと、開示頂く図面の側地成果(JGD2000、JGD2011等)についてご回答お願い致します。 ※地番や字名等について、コード表記等による読み替え等を行なっている場合は、それを読み替えるための資料もお願いします。	春日井市の課税業務等のための地番・筆界等(字界・字名を含む)のデータ(shpファイル)(平成29年1月1日時点)	7月18日	全開示		
				春日井市の課税業務等のための地番・筆界等(家屋を含む)のデータ(shpファイル)(平成29年1月1日時点)	7月18日	不開示 (不存在)	条例第11条第2項 (不存在)		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
26	6月16日	請求	建設部 河川排水課	平成29年5月12日開札 勝川駅南公園雨水調整池築造工事に係る 金入り設計書(CD-ROM希望)			取り下げ		
27	6月20日	請求	教育委員会 学校教育課	1.2017年4月、5月の中部中学校、南城中学校教職員の「労働時間等の記録」及び同中学校校長が提出した「長時間労働による健康障害防止のための報告書」	1 2017年4月、5月の中部中学校、南城中学校教職員の「労働時間等の記録」	7月12日	全開示		
					1 2017年4月、5月の中部中学校、南城中学校教職員の「長時間労働による健康障害防止のための報告書」	7月12日	一部開示	当該職員の年齢 当該職員の健康に関する情報 当該職員の担当する保護者に関する情報 当該職員の勤務状況に関する情報	条例第7条第2号 条例第7条第7号
28	6月21日	請求	文化・スポーツ部 図書館	ブックプロテクションシステム磁気測定結果 (測定月平成29年4月)	ブックプロテクションシステム磁気測定結果について	6月30日	一部開示	法人印影及び個人の氏名	条例第7条第2号 第3号、第4号
29	6月21日	請求	上下水道部 水道工務課	上水道配水管布設替工事(田楽町)金入設計書(紙ベース)	上水道配水管布設替工事(田楽町)金入設計書	7月3日	全開示		
30	6月21日	申出	上下水道部 上下水道業務課	市内の事業所において(マンション等居住施設を除く)直近1年間の上水道使用料が30,000㎡以上の事業所名及び住所 ※可能であれば該当施設の上水道使用量	平成28年度における上水道使用量30,000㎡以上の事業所の上水道使用量	10月6日	一部開示	事業者宛番号、名称、所在地、郵便番号、電話番号、検針日及び開栓日	条例第7条第3号、第4号及び 第5号
31	6月22日	申出	上下水道部 水道工務課	工事名 知多配水場築造工事(土木・建築) 工事場所 春日井市味美町地内 実施設計書の内、工事費内訳書、明細表、代価表の第2回変更に係る金入り設計書として(CD-R希望)	工事名 知多配水場築造工事(土木・建築) 工事場所 春日井市味美町地内 実施設計書の内、工事費内訳書、明細表、代価表の第2回変更に係る金入り設計書として(CD-R希望)	7月4日	全開示		
32	7月4日	請求	環境部 環境保全課	公文書一部開示決定変更決定通知書 29春環保第376号 平成29年6月30日の起案文書頭のみ	公文書一部開示決定変更決定通知書 29春環保第376号 平成29年6月30日の起案文書頭のみ	7月14日	一部開示	氏名	条例第7条第2号
33	7月4日	請求	上下水道部 下水建設課	平成29年度 公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第2工区〕管渠築造工事 上記工事の ・金入り設計書 ・別紙計算書 ・数量計算書 以上3項目をCD-Rでの交付希望	平成29年度公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第2工区〕管渠築造工事に係る金入り設計書、別紙計算書、数量計算書	8月4日	全開示		
34	7月4日	請求	上下水道部 下水建設課	平成29年度 公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第3工区〕管渠築造工事 上記工事の ・金入り設計書 ・別紙計算書 ・数量計算書 以上3項目をCD-Rでの交付希望	平成29年度公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第3工区〕管渠築造工事に係る金入り設計書、別紙計算書、数量計算書	8月4日	全開示		
35	7月4日	請求	上下水道部 下水建設課	平成29年度 公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第5工区〕管渠築造工事 上記工事の ・金入り設計書 ・別紙計算書 ・数量計算書 以上3項目をCD-Rでの交付希望	平成29年度公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第5工区〕管渠築造工事に係る金入り設計書、別紙計算書、数量計算書	8月4日	全開示		
36	7月7日	請求	総務部 総務課	平成28年度総務課の弁護士資格を有する職員の復命書(平成29年5月24日及び6月1日付けで受付されて特定される文書を除いたあとのつづり順から100枚まで)弁護士団体が主催のもの	平成28年6月21日、6月28日及び10月31日作成の復命書(平成29年5月24日及び6月1日付けで受付した公文書開示請求書において特定される文書を除き、綴り順で数えて100枚まで。)	7月21日	一部開示	研修での配付書類(開催日時、開催場所、研修等名称、研修等主催者名、講師名、ページ番号及びチラシは除く。)	条例第7条7号

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
37	7月7日	申出	財政部 資産税課	平成27基準年度土地評価事務取扱要領(PDF形式3.5MB) 2016年4月4日ホームページに掲載した決裁全部	平成27基準年度土地評価事務取扱要領 ホームページに掲載した決裁	7月21日	全開示		
38	7月10日	請求	環境部 環境保全課	公文書一部開示決定通知書 28春環保第1211号 平成29年3月22日の起案文書・頭のみ 弁明書の作成(総務部総務課29.5.16受付)の起案文書、頭のみ	公文書一部開示決定通知書 28春環保第1211号 平成29年3月22日の起案文書・頭のみ 弁明書の作成(総務部総務課29.5.16受付)の起案文書、頭のみ	7月21日	一部開示	住所、氏名	条例第7条2号
39	7月11日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第BVJ-N06-10-0092 第BVJ-N06-11-0092 第BVJ-N06-12-0092	建築計画概要書 第BVJ-N06-10-0092 第BVJ-N06-11-0092 第BVJ-N06-12-0092	7月24日	全開示		
40	7月14日	申出	上下水道部 下水建設課	平成29年度公共下水道南部ポンプ場増設ポンプ設備工事に係る金入り設計書	平成29年度公共下水道南部ポンプ場増設ポンプ設備工事に係る金入り設計書	8月8日	全開示		
41	7月20日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H7認件春建0400 第BVJ-N09-10-0704 第BVJ-N14-10-1041 第BVJ-N15-10-0727	建築計画概要書 H7認件春建0400 第BVJ-N09-10-0704 第BVJ-N14-10-1041 第BVJ-N15-10-0727	7月28日	全開示		
42	7月20日	請求	建設部 河川排水課	平成29年度 南下原配水路整備工事に係る金入り設計書 CD-Rにて希望			取り下げ		
43	7月21日	請求	上下水道部 下水建設課	公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第4工区〕管渠築造工事 金入設計書 数量計算書 別紙計算書	公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第4工区〕管渠築造工事 金入設計書 数量計算書 別紙計算書	8月4日	全開示		
44	7月21日	請求	上下水道部 水道工務課	H27知多配水場築造工事(機械) (金入設計書) (紙ベース)	H27知多配水場築造工事(機械) (金入設計書) (紙ベース)	8月4日	全開示		
45	7月25日	請求	教育委員会事務局 学校教育課	1. 2017年4月、5月、6月の中部中学校、南城中学校教員の特殊勤務実績簿。 2. 各中学校長が、各教職員の各月の長時間労働の実態を把握するに当たって作成している文書。(別紙参照) (2017、4~6の分)	1. 2017年4月、5月、6月の中部中学校、南城中学校教職員特殊勤務実績簿	8月8日	一部開示	職員番号	条例第7条2号
					2. 各中学校長が、各教職員の各月の長時間労働の実態を把握するに当たって作成している文書(2017.4~6)		不開示 (不存在)		条例第11条第2項 (不存在)

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
46	7月26日	申出	建設部 道路課	平成28年度「市道4574号線道路整備工事」「市道110号線舗装整備工事」「市道143号線舗装整備工事」の金入り設計書(諸経費計算書含む。図面不用。当初のみ。)	平成28年度 金額入り設計書 ・市道4574号線道路整備工事 ・市道110号線舗装整備工事 ・市道143号線舗装整備工事 (諸経費計算書含む。図面不要。当初のみ。)	8月8日	全開示		
47	7月27日	申出	上下水道部 下水建設課	平成28年度「公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第1工区〕管渠築造工事」「公共 下水道堀ノ内雨水2号幹線築造工事」の金入り設計書(諸経費計算書含む。図面不用。当初のみ。)	「公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第1工区〕管渠築造工事」「公共下水道堀ノ内雨水2号幹線築造工事」の金入り設計書(諸経費計算書含む。図面不用。当初のみ。)(CD-R希望)	8月8日	全開示		
48	8月1日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H7認建春建1292	建築計画概要書 H7認建春建1292号	8月14日	全開示		
49	8月3日	請求	教育委員会 学校教育課	1.2017年6月の勤務調査結果(県教委へ報告した全文書) 2.2016年度産業医の執務状況一覧とその経費(学校別) 3.泊を伴う行事計画書とその割り振り簿。(2016年度と2017年度 藤山中、中部中、鳥居松小、出川小、勝川小、味美小) 4.全校の持ち時間数の一覧(クラス数、教頭、教務、校務、1年～6年 臨時講師の種類、持ち時間数) 5.2017年度 小学校の部活動活動状況(日程表等)	3 味美小・鳥居松小・出川小の2017年度における泊を伴う行司計画書とその割り振り簿 4 全校の持ち時間数の一覧(クラス数、教頭、教務、校務1年～6年臨時講師の種類、持ち時間数)	9月15日	不開示 (不存在)		第11条第2項
					1 2017年6月の勤務調査結果(建教委へ報告した全文書) 3 泊を伴う行事計画書とその割り振り簿(2016年度と2017年度の藤山台中・中部中・勝川小と2016年度の味美小・鳥居松小・出川小)	9月15日	全開示		
					2 2016年度産業医の執務状況一覧とその経費(学校別) 5 2017年度小学校の部活動 活動状況(日程表)	9月15日	一部開示	1 産業医の相手方番号・住所・振込先の銀行名、口座番号 2 職員の健康状態 3 部活動の鍵開け当番及び配布先の保護者名	第7条第2号
50	8月3日	申出	上下水道部 下水建設課	平成29年度発注分 公共下水南部ポンプ場増設ポンプ設備工事に係る金入り設計書 CD-R希望	平成29年度発注分 公共下水南部ポンプ場増設ポンプ設備工事に係る金入り設計書 CD-R希望	8月21日	全開示		
51	8月7日	申出	財政部 資産税課	1、平成9年度基準土地評価事務取扱要領 A4版 1、平成9年度 資産税事務取扱要領 B5版	平成9年度基準土地評価事務取扱要領 平成9年度 資産税事務取扱要領	8月23日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項 (不存在)
52	8月8日	請求	環境部 環境保全課	公文書一部開示決定通知書、27春環保第1393号の起案文書の頭と、公文書開示請求書の写し、別紙 公文書部開示決定通知書 別紙2(案) (公文書の写しは除く) 公文書一部開示決定通知書、28春環保第1211号の起案文書の 1、公文書開示請求書の写し別紙1、のとおり 2、公文書一部開示決定通知書のみ	公文書一部開示決定通知書、27春環保第1393号の起案文書の頭と、公文書開示請求書の写し、別紙 公文書部開示決定通知書 別紙2(案) (公文書の写しは除く) 公文書一部開示決定通知書、28春環保第1211号の起案文書の 1、公文書開示請求書の写し別紙1、のとおり 2、公文書一部開示決定通知書のみ	8月21日	一部開示	氏名、郵便番号、住所、電話番号	条例第7条2号
53	8月9日	申出	健康福祉部 生活支援課	平成29年度生活保護診療報酬明細書等内容点検業務委託仕様書のみ	平成29年度生活保護診療報酬明細書等内容点検業務委託仕様書	8月18日	全部開示		
54	8月9日	請求	総務部 総務課	平成28年度総務課の弁護士資格を有する職員の復命書(平成29年5月24日、6月1日及び、7月7日付で受け付けられて特定される文書を除いたあとの綴り順から100枚まで)弁護士団体が主催のもの	平成28年10月31日作成の復命書(平成29年5月24日、6月1日及び、7月7日付で受付した公文書開示請求書において特定される文書を除き、綴り順で数えて100枚まで)	8月21日	一部開示	研修での配付資料(開催日時、開催場所、研修等名称、研修等主催者名、研修等共催者名、講師名、講師所属弁護士会名及びページ番号は除く。)	条例第7条7号
55	8月10日	請求	上下水道部 下水建設課	平成29年度 公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第1工区〕管渠築造工事 金入り設計書、金入り数量調書	平成29年度 公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第1工区〕管渠築造工事 金入り設計書、金入り数量調書	8月24日	全開示		
56	8月10日	請求	上下水道部 水道工務課	知多配水場築造工事(土木)(金入設計書)(紙ベース)	知多配水場築造工事(土木)(金入設計書、第2回変更設計書)	8月22日	全開示		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
57	8月10日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	屋外広告物設置者等の氏名等変更届書 場所 春日井市高森台5丁目1番3	屋外広告物設置者等の氏名等変更届出書(平成29年度提出) 設置場所:春日井市高森台5丁目1番3	8月22日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号
58	8月17日	請求	教育委員会 教育総務課	平成29年度小野小学校外2校シャワー設置工事に係る数量及び金入り設計書(電子データのもの)	平成29年度小野小学校外2校シャワー設置工事に係る数量及び金入り設計書	8月31日	全開示		
59	8月18日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H12確認建築春日井市00875	建築計画概要書 H12確認建築春日井市00875号	8月28日	全開示		
60	8月18日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 ERI-17019970 BVJ-N17-10-084 ぎ建住せ2170048	建築計画概要書 ERI-17019970 BVJ-N17-10-084 ぎ建住せ2170048	8月30日	全開示		
61	8月21日	請求	産業部 農政課	1、亜炭堅抗跡地質調査委託工事(昭和52年3月) 2、亜炭廃抗重力探査業務委託報告書(昭和59年10月)			取り下げ		
62	8月21日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H10認建春建000661	建築計画概要書 H10認建春建000661号	10月5日	全開示		
63	8月23日	申出	財政部 管財契約課	下記に記載する条件での損害保険契約全般の一覧表 ・契約始期が平成28年4月1日から平成29年3月31日以内に該当する ・年間保険料が5万円以上(年間契約以外の場合も5万円以上含む) ・共済や自賠責は除く	下記に記載する条件での損害保険契約全般の一覧表 ・契約始期が平成28年4月1日から平成29年3月31日以内に該当する ・年間保険料が5万円以上(年間契約以外の場合も5万円以上含む) ・共済や自賠責は除く	9月4日	全開示		
64	8月25日	申出	財政部 資産税課	①土地評価事務取扱要領(A4版) 平成6年度(新旧対照表含む) ②資産税事務取扱要領(B5版) 平成6年4月1日発行(新旧対照表を含む)	土地評価事務取扱要領 平成6年度 資産税事務取扱要領 平成6年4月1日発行	11月9日	不開示 (不存在)		第11条第2項
65	8月25日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	原則:平成29年1月1日から29年6月30日までに付定のあった春日井市 住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新 築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地 番の明記されてる資料(氏名部分は必要ありません。)	①住居表示台帳 (浅山町2丁目3街区 東山町2丁目9街区、3丁目9街区、3丁目12街区 東山町4丁目5街区、4丁目9街区、4丁目11街区 東山町5丁目2街区、5丁目5街区) 建物等異動届出書(28春都政第649号、650号) 街区符号・住居番号変更等通知(28春都政第649号、650号)	9月6日	全開示		
					②建物等異動届出書(28春都政第561号、570号、639号、656号、681号、736号 29春都政第41号、115号、170号) 街区符号・住居番号変更等通知書(28春都政第561号、570号、639号、656号、 681号、736号 29春都政第41号、115号、170号)	9月6日	一部開示	届出人の住所、氏名、電話番号 法人担当者の名前	第7条第2号
66	8月25日	申出	上下水道部 下水建設課	平成29年度 公共下水道南部ポンプ場増設ポンプ設備工事に係る金入り設計書 紙ベース	平成29年度 公共下水道南部ポンプ場増設ポンプ設備工事に係る金入り設計書	9月12日	全開示		
67	8月28日	申出	産業部 農政課	1、亜炭堅抗跡地質調査委託工事(昭和52年3月) 2、亜炭廃抗重力探査業務委託報告書(昭和59年10月)	1、亜炭堅抗跡地質調査委託工事(昭和52年3月) 2、亜炭廃抗重力探査業務委託報告書(昭和59年10月)	9月6日	一部開示	氏名、写真の顔部分、年齢、職業及び肩書き	第7条第2号
68	8月29日	申出	総務部 市民安全課	春日井市が過去2年間に緊急連絡メールを為した内容、日付がわかる 文書	春日井市が過去2年間に緊急連絡メールを出した内容、日付がわかる文書	9月8日	一部開示	個人のメールアドレス	第7条第2号

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
81	9月14日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H12確認建春日井市01003	建築計画概要書 第H12確認建春日井市01003号	9月28日	全開示		
82	9月19日	申出	産業部 農政課	①. 春日井市で把握している生産緑地地区の指定状況の一覧リスト【農地所在地番、面積、生産緑地名(番号)、地区指定告示日、制限解除日、地区指定解除日等】。 ②. ①の生産緑地地区の位置を特定するための位置確認図。	春日井市の生産緑地地区のリスト(所在地番、面積、生産緑地番号、地区指定告示日)・位置確認図「平成29年9月1日時点」	10月16日	全開示		
83	9月29日	申出	市民生活部 市民活動推進課	春日井市 自治会活動保険についての下記文書 ○上記制度の実質要綱・災害補償規定等(平成28年度と同じ場合は除く) ○平成29年度契約時の仕様書 ○平成29年度契約時の入札および見積り合わせ等の結果 ○平成29年度契約の保険証券および特約・明細書等(保険約款不要) ○平成26、27、28年度契約の事故件数および支払保険金額(被害者に支払った保険金額)	・春日井市自治会活動保険仕様書 ・春日井市自治会活動保険契約見積り合わせ依頼業者一覧 ・賠償責任保険証券 ・賠償責任保険明細書	10月6日	全開示		
84	10月3日	申出	財政部 資産税課	平成28年度 春資第610号 再委託連絡書 平成28年度 春資第610号 平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書等作成に係る再委託について(伺) 知書等作成にかかる再委託について(伺) 平成28年度 春資第611号 完了届	平成28年度 春資第610号 平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書等作成に係る再委託について(伺) 平成28年度 春資第610号 再委託先連書 平成28年度 春資第611号 完了届	11月9日	全開示 一部開示	再委託先連絡所のうち届出者の印影 プライバシーマーク登録者のうち審査機関の印影 完了届のうち受託者の印影	第7条第3号及び第4号
85	10月4日	申出	財政部 資産税課	別紙記載の町字界のわかる図面、又は春日井市全域の町字界のわかる図面。(PDF.Shafileなどのデータ)	春日井市全域の町字名及び町字界のわかるデータ (シェープファイル形式、平成29年1月1日時点)	10月27日	全開示		
86	10月4日	請求	総務部 総務課	①平成28年度総務課の弁護士資格を有する職員の復命書(平成29年5月24日、6月1日、7月7日、8月9日、9月13日付で受付されて特定される文書を除いたあとの綴り順から最後まで) ②平成28年度まで最新の情報公開の裁判の証拠甲の若い番号から始まり、乙の若い番号順で①とあわせて100枚まで(平成29年3月30日付で受付されて特定される文章を除く)	1 平成29年3月27日作成の復命書(平成29年5月24日、6月1日、7月7日、8月9日及び9月13日付けで住職した公文書開示請求書において特定される文書を除いた後の綴り順から最後まで。) 2 直近の情報公開の裁判の証拠甲の若い番号から始まり乙の若い番号順(平成29年3月30日付けで受付した公文書開示請求書において特定される文書を除き、1と合わせて100枚まで。)	10月18日	一部開示	1 個人名、メールアドレス及び研修等での配布資料(講師名、講師等肩書き、ページ番号、チラシ及びパンフレットの付属資料は除く。) 2 氏名、郵便番号、住所、電話番号、法人名、法人所在地、法人の代表者名、新聞社名、新聞の刊行日、確認番号、確認年月日、地図、顔写真	1 第7条第2号及び第7号 2 第7条第2号 第7条第3号
87	10月6日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第BVJ-N16-0294号	建築計画概要書 第BVJ-N16-0294号	10月19日	全開示		
88	10月12日	請求	産業部 企業活動支援課	平成29年度4月1日から9月30日までに、春日井市が大泉寺地区企業用地内で取得した土地の所有者・町名地番・面積・単価・金額・取得理由・取得根拠(法令等を含む)。	土地売買契約者名簿	10月26日	全開示		
89	10月23日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 確認済証番号 H17確認建西評名02416号	建築計画概要書 H17確認建西評名02416号	11月1日	全開示		
90	10月25日	申出	財政部 管財契約課	平成5年3月31日付県道名古屋外環状線道路改築工事に係る土地売買契約書	平成5年3月31日付県道名古屋外環状線道路改築工事に係る土地売買契約書	11月1日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
91	10月24日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築確認番号 H15確認建築 春日井市 00276	建築確認番号 H15確認建築 春日井市 00276号	11月6日	全開示		
92	10月25日	申出	消防本部 消防総務課	平成25年8月6日に行われたデジタル消防救急無線システム整備工事について、 ・入札結果調書、予定価格がわかるもの ・契約書 ・仕様書 (可能であれば電磁的記録)	平成25年8月6日に入札が行われた「デジタル消防救急無線システム整備工事について」 1 入札結果調書・予定価格がわかるもの 2 契約書 3 仕様書	11月7日	一部開示	法人の代表者印	第7条第3号及び第4号
93	10月30日	請求	環境部 環境政策課	公害状況調査報告書、整理番号27-262、NO.301に記載してある。二世帯住宅に太陽光発電の施設が設置された。春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置補助金の交付申請書、全部と及び補助金の請求書と その金額がわかる文書。	公害状況調査報告書、整理番号27-262、NO.301に記載してある。二世帯住宅に太陽光発電の施設が設置された。春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置補助金の交付申請書、全部と、及び補助金の請求書とその金額がわかる文書。	11月13日	不開示 (存否応答拒否)		第10条
94	10月31日	請求	環境部 環境政策課	公文書開示請求書を平成29年10月30日に提出した。受付第93号の文書に公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項のところに記載している、補助金交付申請後に発行している。文書で補助金交付額確定通知書とその起案文書の表紙と、それに添付していた文書請求書を受理した後、補助金交付の手続きを行った、その文書。	公文書開示請求書を平成29年10月30日に提出した。受付第93号の文書に公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項のところに記載している。補助金交付申請後に発行している。文書で補助金交付額確定通知書とその起案文書の表紙と、それに添付していた文書請求書を受理した後、補助金交付の手続きを行った、その文書。	11月13日	不開示 (存否応答拒否)		第10条
95	11月2日	請求	産業部 企業活動支援課	平成29年4月1日から9月30日までに、春日井市が大泉寺地区企業用地内で取得した土地に係る上物補償の所在地・所有者・補償の種類・金額・補償理由・算出根拠。	補償金項目提示 物件調査票	12月11日	一部開示	個人の氏名、住所及び補償額	条例第7条第2号
96	11月2日	申出	総務部 総務課	入札業者審査委員会 関係書類 (H29年度 教育委員会関係の椅子のものに限る)	入札業者審査委員会 関係書類 (H29年度 教育委員会関係のイスのものに限る)	11月16日	全開示		
97	11月6日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H7認建春建1681号	建築計画概要書 H7認建春建1681号	11月14日	全開示		
98	11月6日	請求	総務部 総務課	平成28年度まで最新の情報公開の裁判の証拠甲の若い番号からはじまり、乙の若い番号で100枚まで(平成29年3月30日と平成29年10月4日付けで受付されて特定される文章を除く)	平成28年度まで最新の情報公開の裁判の証拠甲の若い番号からはじまり、乙の若い番号で100枚まで(平成29年3月30日と平成29年10月4日付けで受付されて特定される文章を除く)	11月20日	一部開示	氏名、郵便番号、住所、電話番号、年齢、印影、法人名、法人所在地、法人の代表者、法人の電話番号、確認番号、確認年月日、完了番号、完了年月日、意見書の内容、異議申立ての内容、資格の種類及び図面	1 条例第7条第2号 2 条例第7条第3号 3 条例第7条第4号 4 条例第7条第7号

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
99	11月6日	請求	総務部 人事課	平成28年度 総務課文書担当主査の人事評価書(平成29年11月6日付で請求したものと合わせて100枚まで)	1 個人目標管理シート 2 人事評価票(主査職) 3 指導観察記録シート	11月20日	一部開示	1 個人目標管理シート 職員番号 目標設定内容 イ、ウa②、b、c及びオ 中間面談 カ及びキ 目標達成内容(成果) 7a②、b、c評価者コメント、ケ、業績評価ポイント、コ 2 人事評価票 職員番号、年齢、目標、選択項目中の評価項目、第一次評価、第二次評価、調整評価、評価店、能力・態度評価合計、総計、評価者承認及び所見欄の評価面談時における支援・指導内容、所見、次年度の目標の目標内容 3 指導観察記録シート 行動、評価、その後の行動等	条例第7条第2号 条例第7条第2号 条例第7条第7号
100	11月9日	請求	上下水道部 水道工務課	上水道水管橋修繕(金入設計書)(紙ベース)	上水道水管橋修繕(金入設計書)(紙ベース)	11月22日	全開示		
101	11月9日	請求	上下水道部 水道工務課	上水道導水管布設替工事(稲口町)(金入設計書)(紙ベース)	上水道導水管布設替工事(稲口町)(金入設計書)(紙ベース)	11月22日	全開示		
102	11月9日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	①建築計画概要書 H13確認建築春日井市00530号 ②定期検査報告概要書 A-622	建築計画概要書 H13確認建築春日井市00530号 定期検査報告概要書 A-622	11月22日	全開示		
103	11月9日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H13確認建築春日井市00530号 定期検査報告概要書 A-622	建築計画概要書 H13確認建築春日井市00530号 平成29年8月10日受付の定期検査報告概要書(昇降機) A-622	11月24日	全開示		
104	11月14日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	平成29年9月29日に建築指導課に指導を申をした通報等処理票及び相手に渡した文書 隣人あての文書と弁護士からの回答文書、写真は除く	通報等処理票及び「維持保全のお願い」と資料	11月28日	一部開示	個人の氏名、性別及び住所並びに建築場所の地名地番	条例第7号第2号
105	11月17日	請求	環境部 環境政策課	公文書不開示決定通知書、29春環第376号、平成29年11月13日及び公文書不開示決定通知書、29春環第393号、平成29年11月13日の起案文書の頭と、それに添付している文書全部	公文書不開示決定通知書、29春環第376号、平成29年11月13日及び公文書不開示決定通知書、29春環第393号、平成29年11月13日の起案文書の頭と、それに添付している文書全部	11月28日	一部開示	①氏名、郵便番号、住所、電話番号 ②29春環第376号及び29春環第393号の起案文書に添付される可能性のある開示請求に係る公文書の写し	①条例第7号第2号 ②条例第10条
106	11月20日	申出	健康福祉部 生活支援課	平成28年度生活困窮者自立支援事業に関して ・負担金交付申請書(添付書類) ・決定通知書 ・事業実績報告書(関連付属文書を含む)	・平成28年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金の交付申請について(別紙様式2-2) ・平成28年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担所要額算出基礎(別紙1) ・所要額内訳書(別紙1-2) ・生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者就労支援事業の基準額内訳(別紙1-3) ・平成28年度一般会計歳入歳出予算書抄本 ・平成28年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金交付決定通知書(別紙様式6-2) ・平成28年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金交付決定額(別紙) ・平成28年度生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金にかかる事業実績報告書について(別紙様式8) ・平成28年度生活困窮者自立相談支援事業非等国庫負担金精算書(別紙4) ・支出済額内訳書(別紙4-2) ・生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者就労支援事業の基準額内訳(別紙4-3)	12月8日	全開示		
107	11月21日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建設リサイクル法に基づく届出書(解体工事に限る) 様式第一号と別表1(地図等の添付資料は除く) 期間平成28年11月1日～平成29年10月31日	建設リサイクル法に基づく届出書(解体工事に限る) 様式第一号と別表1(地図等の添付資料は除く) 期間平成28年11月1日から平成29年10月31日まで	1月25日	一部開示	個人の氏名、印影、電話番号、郵便番号及び住所、法人の印影、工事の名称、請負代金、指紋、資格の種類及び交付番号	条例第7条第2号、第3号及び第4号
108	11月22日	申出	環境部 衛生プラント	平成27年度 衛生プラント計装設備精密点検業務委託の金入設計書 平成28年度 衛生プラント計装設備精密点検業務委託の金入設計書(紙ベース)	平成27年度 衛生プラント計装設備精密点検業務委託 平成28年度 衛生プラント計装設備精密点検業務委託(紙ベース)	12月8日	全開示		
109	11月22日	請求	総務部 総務課	平成28年度まで最新の情報公開の裁判の証拠説明書 (平成29年11月6日付で請求したものと合わせて100枚まで)	平成28年度まで最新の情報公開の裁判の証拠説明書 (平成29年11月6日付で請求したものと合わせて100枚まで)	12月6日	一部開示	事件番号、氏名、印影、法人名、立証趣旨のうち意見書、審査会における審議及び異議申立の内容に係わる部分	1 条例第7条第2号 2 条例第7条第3号 3 条例第7条第4号 4 条例第7条第7号
110	11月22日	申出	財政課 資産税課	平成28年度 春資第34号 固定資産税評価方法について	固定資産税の評価方法について	12月27日	不開示 (不存在)		第11条第2項
111	11月24日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 確変H29第0220号建認	建築計画概要書 確変H29第0220号	12月8日	全開示		
112	11月29日	申出	環境部 環境保全課	簡易専用水道リスト (マンション等の居住施設を除く、受水槽容量が40㎡以上の施設。施設名、住所、受水槽容量が分かるもの。)	簡易専用水道リスト (マンション等の居住施設を除く、受水槽容量が40㎡以上の施設。施設名、住所、受水槽容量が分かるもの。)	12月18日	全開示		
113	12月6日	請求	総務部 総務課	平成28年度まで最新の情報公開の裁判 ①証拠説明書(平成29年11月22日付けで受付されて特定される文書を除く) ②代理人指定書 ③プロセスカード ④口頭弁論に関する報告書 (決裁の頭も含む) ⑤承認専門の証拠申出書 ⑥証拠(平成29年3月30日、10月4日、11月22日で受付されて特定される文書を除く) ①から⑥までを合わせて100枚まで	平成28年度まで最新の情報公開の裁判のうち次のもの(起案用紙含む。1から6までを合わせて100枚まで) 1 証拠説明書(平成29年11月22日付けで受付されて特定される文書を除く) 2 代理人指定書 3 プロセスカード 4 口頭弁論に関する報告書 5 承認専門の証拠申出書 6 証拠(平成29年3月30日、10月4日、11月22日で受付されて特定される文書を除く。)	12月19日	一部開示	事件番号、氏名、印影、郵便番号、住所、電話番号、法人名、法人の代表者名、確認番号及び立証趣旨のうち意見書、審査会における審議の内容に関わる部分	1 条例第7条第2号 2 条例第7条第3号 3 条例第7条第4号 4 条例第7条第7号
114	12月6日	請求	総務部 人事課	相談整理簿(平成26年度以降)平成29年12月6日付けで請求したものと合わせて100枚まで		12月13日	取り下げ		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠 規定
115	12月11日	申出	財政部 管財契約課	道路賠償責任保険についての下記文書 ・H29道路賠償責任保険契約時の仕様書 ・平成29年度契約時の入札および見積り合わせ等の結果 ・平成27、28、29年度契約の保険証券 ・平成26、27、28年度契約の事故件数および支払い保険金額	道路賠償責任保険についての下記文書 ・平成27、28、29年度契約の保険証券 ・平成26、27、28年度契約の事故件数および支払い保険金額	12月26日	一部開示	被害者氏名及び住所、法人の印影、身体の状態	条例第7条第2号 条例第7条第3号及び第4号
				道路賠償責任保険についての下記の文書 平成29年度契約時の入札および見積り合わせ等の結果	不開示 (不存在)		第11条第2項		
116	12月15日	請求	健康福祉部 介護・高齢福祉課	29春介高第2214号	29春介高第2214号	12月28日	一部開示	事件番号、施設の開設日、施設の種類の、施設の階数、サービス内容、利用定員、基準省令の夜勤職員の配置及び当該施設の夜勤職員の配置	条例第7条第3号
117	12月19日	請求	産業部 企業活動支援課	平成29年4月1日から9月30日までに、春日井市が大泉寺地区企業用地内で取得した字大地下312番14上の高木4本藤本類2本と312番82上の高木5本の立竹木調書と移転雑費調書。	公図集合図、不動産鑑定評価書 宅地見込地(大・中規模開発地域)調査及び算定表	1月4日	一部開示	法人及び個人の印影、個人名	1 条例第7条第2号 2 条例第7条第3号 3 条例第7条第4号
118	12月20日	申出	上下水道部 下水建設課	平成28年度 公共下水道地蔵ヶ池公園調整池機械設備工事に係る金入り設計書	平成28年度 公共下水道地蔵ヶ池公園調整池機械設備工事に係る金入り設計書	12月26日	全開示		
119	12月25日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	H15確認サービス名古屋第1-1679号	建築指導課 H15確認サービス名古屋第1-1679号	1月12日	全開示		
120	1月11日	請求	産業部 企業活動支援課	平成29年4月1日から9月30日までに、春日井市が大泉寺地区企業用地内で取得した字大地下312番14上の高木4本藤本類2本と312番82上の高木5本の立竹木調書と移転雑費調書。	立竹木調査表 その他通常生ずる損失補償金算定書のうち移転雑費補償料の記載部分	1月17日	一部開示	個人の氏名及び住所、補償金額	条例第7条第2号
121	1月11日	請求	総務部 総務課	平成28年度まで最新の情報公開の裁判の証拠(平成29年3月30日、10月4日、11月22日、12月6日で受付されて特定される文書を除く)	平成28年度まで最新の情報公開の裁判の証拠(平成29年3月30日、10月4日、11月22日及び12月6日で受付されて特定される文書を除く。)	1月25日	全開示		
122	1月11日	請求	総務部 人事課	相談整理簿(平成26年度以降)平成30年1月11日付けで請求したものと合わせて100枚まで、古い順から	相談整理簿	1月25日	一部開示	1 相談者の氏名、顔写真、性別、住所、電話番号、勤務先、続柄、方言、肩書、経歴、疾患名(その症状及び治療方法を含む。)、納税相談の内容、納税義務者コード、相談者からの申出の内容及び担当課からの報告内容 2 相談内容に含まれる法人の名称、所在地、代表者の氏名及び図面	1 条例第7条第2号 2 条例第7条第3号
123	1月12日	請求	文化・スポーツ部 図書館	ブックプロテクションシステム磁気測定結果 (測定月平成29年10月)	ブックプロテクションシステム磁気測定結果について	1月22日	一部開示	法人の印影及び個人の氏名	条例第7条第2号 条例第7条第3号及び第4号
124	1月12日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H12確認建築愛建住セ04052号	建築計画概要書 第H12確認建築愛建住セ04052号	1月31日	全開示		
125	1月12日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 BVJ-N12-10-1077	建築計画概要書 BVJ-N12-10-1077号	1月25日	全開示		
126	1月22日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H11認建春建001147号	建築計画概要書 第H11認建春建001147号	2月2日	全開示		
127	1月26日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H09認建春建001188号	建築計画概要書 第H09認建春建001188号	2月6日	全開示		
128	1月26日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H15確認サービス名古屋第1-439号	建築計画概要書 H15確認サービス名古屋第1-439号	2月6日	全開示		
129	2月1日	請求	総務部 人事課	相談整理簿(平成27年度以降)平成30年1月11日付けで受付されて特定される文書を除く古い順から100枚まで	相談整理簿	2月15日	一部開示	1 個人の氏名、性別、住所、年齢、生年月日、郵便番号、家族構成、電話番号、メールアドレス、勤務先、続柄、肩書、経歴、疾患名、(その症状及び治療方法を含む。)及び印影 2 相談内容に含まれる法人の名称、所在地、電話番号、代表者名、図面、確認年月日、確認番号、完了年月日、購入契約日、賃貸契約日及び印影 3 印影 4 審査会の審議の内容	1 条例第7条第2号 2 条例第7条第3号 3 条例第7条第4号 4 条例第7条第7号
130	2月6日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H14確認建築春日井市00128	建築計画概要書 H14確認建築春日井市00128号	2月20日	全開示		
131	2月7日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H10認建春建000431 ER107023497	建築計画概要書 H10認建春建000431号 第ER107023497号	2月15日	全開示		
132	2月8日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H09認建春建001188	建築計画概要書 第H09認建春建001188号	2月20日	全開示		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
133	2月9日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H18確認サービス第S651-1215	建築計画概要書 H18確認サービス第S651-1215号	2月20日	全開示		
134	2月26日	請求	市民生活部 市民活動推進課	平成29年度保険の開示請求 市民活動推進課契約の(春日井市自治会活動保険) 平成29年7月20～平成30年7月20まで 契約内容及び証券	・春日井市自治会活動保険仕様書 ・賠償責任保険証券 ・賠償責任保険付属明細書	3月8日	全開示		
135	2月28日	請求	上下水道部 下水建設課	工事名 公共下水松河戸雨水1号幹線〔第2工区〕 築造工事(平成29年度) 金入り設計書 上記CD-ROMで希望 上記工事の金額の入った設計書	公共下水松河戸雨水1号幹線〔第2工区〕 築造工事(平成29年度) 金入り設計書	3月9日	全開示		
136	3月2日	請求	上下水道部 勝西浄化センター	日報(PAC添加日のみ、過去H29. 4月1日から)古いものから数えて100枚に満たるまで、勝西浄化センターのもの	業務日報(平成29年4月12日、4月14日、4月15日、4月20日、4月24日、4月25日、4月26日、4月28日、5月11日、5月12日、5月26日、5月29日、6月9日、6月23日、6月30日、7月6日、7月7日、7月8日、8月9日、9月30日、10月17日、10月18日、10月22日、10月23日、10月27日、10月29日、10月30日、11月12日、11月19日、12月1日、12月14日、平成30年1月8日、1月11日、1月12日、2月26日、2月27日)	3月15日	一部開示	個人氏名、個人印影	第7条第2号
137	3月2日	請求	上下水道部 南部浄化センター	日報(PAC添加日のみ、過去H29. 4月1日から)古いものから数えて、H30年3月2日に受け付けて特定された文書を含めて100枚まで、南部浄化センターのもの	業務日報(平成29年4月3日、5日、10日、12日、26日、7月10日、11日、8月16日、24日、25日、9月19日、10月22日、11月6日、13日、22日、12月1日、8日、24日、平成30年2月7日)	3月15日	一部開示	個人氏名、個人印影	第7条第2号
138	3月6日	申出	上下水道部 高蔵寺浄化センター	下記当初金入り設計書一式 表紙～経費計算書(明細書、単価表、代価表含む) 管理番号:285102 名称:高蔵寺浄化センター深井戸浚渫修繕 開札執行日:平成28年12月13日	下記当初金入り設計書一式 表紙～経費計算書(明細書、単価表、代価表含む) 管理番号:285102 名称:高蔵寺浄化センター深井戸浚渫修繕 開札執行日:平成28年12月13日	3月19日	全開示		
139	3月6日	申出	上下水道部 勝西浄化センター	下記当初金入り設計書一式 表紙～経費計算書(明細書、単価表、代価表含む) 管理番号:285081 名称:勝西浄化センター3号井戸ポンプ修繕 開札執行日:平成28年10月21日	下記当初金入り設計書一式 表紙～経費計算書(明細書、単価表、代価表含む) 管理番号:285081 名称:勝西浄化センター3号井戸ポンプ修繕 開札執行日:平成28年度	3月19日	全開示		
140	3月7日	申出	財政部 市民税課	事業所得のみなし共同事業に当たるか否かが争われた審査請求に係る裁決書	事業所税のみなし共同事業に当たるか否かが争われた審査請求に係る裁決書	3月16日	不開示 (不存在)		第11条第2項
141	3月9日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	●●●●●●●●●● ●●●●増設工事に関する資料一式	春日井市開発行為等に関する指導要綱に基づく手続書類一式(文書番号28春建第3-37号)	4月23日	一部開示	個人の氏名、住所、続柄、肩書、建築士登録番号、印影及び電話番号、法人の印影、室名及び設備名	第7条第2号、第3号及び第4号
142	3月12日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築基準法令による処分の概要書 第H25確認建築愛建住せ20748号	建築基準法令による処分の概要書 第H25確認建築愛建住せ20748号	3月26日	全開示		
143	3月19日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	原則:平成29年7月1日から平成29年12月31日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分はありません。)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います。)	① 住居表示台帳 浅山町1丁目3街区、2丁目3街区、2丁目6街区、2丁目8街区、4丁目5街区 東山町3丁目4街区、4丁目1街区、4丁目8街区 ② 建物等異動届出書(29春都政第228号、431号、452号、501号) 街区符号・住居番号変更等通知書(29春都政第225号、239号、308号、413号、452号、501号)	3月28日	①全開示 ②一部開示	届出人の住所、氏名、電話番号 法人担当者名	第7条第2号
144	3月19日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H07認建春建000475号 H08認建春建002376号	建築計画概要書 第H07認建春建000497号 H08認建春建002376号	3月30日	全開示		
145	3月26日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	宅地造成に関する工事の許可申請書一式(26春建第4-9号)	宅地造成に関する工事の許可申請書一式 26春建第4-9号	4月6日	一部開示	個人の氏名、本籍地、生年月日、1級建築士登録番号及び登録年月日、法人の印影	第7条第2号、第3号及び第4号
146	3月27日	申出	文化・スポーツ部 青年の家	春日井青年の家に関わる 定期保守点検及びピアノ調律契約見積の明細29年度のもの(契約書または請求書●●以外の見積書)	平成29年青年の家ピアノ定期調律及び保守点検 見積書 ●●●●●●●●●●除く3件	4月10日	一部開示	法人等の印影、口座情報	第7条第3号、第4号
147	3月27日	申出	市民生活部 東部市民センター	東部市民センターに関わる 定期保守点検オーバーホールも含む及びピアノ調律契約見積の明細29年度のもの(契約書または請求書●●以外の見積書)	東部市民センターに関わる 定期保守点検オーバーホールも含む及びピアノ調律契約見積の明細29年度のもの(契約書または請求書●●以外の見積書)	4月10日	一部開示	社印及び代表者印、口座情報	第7条第3号、第4号
148	3月27日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H17確認サービス第S523-699号	建築計画概要書 H17確認サービス第S523-699号	4月6日	全開示		
149	3月28日	請求	まちづくり推進部 住宅施設課	「総合体育館第2期冷温水発生機改修工事」 金入り設計書。但し、代価は最下層まで。経費計算内訳表含む。 尚、受取形式はPDFテキストファイル希望する。	「総合体育館第2期冷温水発生機改修工事」金入り設計書	4月10日	全開示		
150	3月29日	請求	総務部 総務課	行政手続法・行政手続条例に関する総務省・県からの調査に関する文書 平成30年3月2日付けで受付されて特定される文書と合わせて100枚まで	行政手続条例及び意見公募手続制度の制定状況に関する調査について(平成30年3月2日付けで受付されて特定される文書と合わせて100枚まで)	4月12日	全開示		
151	3月30日	請求	まちづくり推進部 都市整備課	春日井西部第一土地区画整理事業における事業計画の変更に対する意見書および意見書について(通知)(請求者は除く)	春日井西部第一土地区画整理事業における事業計画の変更に対する意見書および意見書について(通知)	4月13日	一部開示	意見書一部、意見書に対する回答、郵便番号、住所、氏名、印影	第7条第2号及び第4号

資料2 平成29年度個人情報保護実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	訂正請求に係る個人情報開示を求めた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項	訂正請求の趣旨及び理由	訂正を求める内容		本報訂正(不訂正)の決定の通知をした日	訂正請求にかかる保有個人情報が記録されている公文書の名称	訂正しないこととした理由
														訂正前	訂正後			
1	4月25日	請求	市民生活部 市民課	住民票の写し等の交付申請書 平成29年4月11日分	住民票の写し等の交付申請書 (平成29年4月11日分)	5月1日	一部開示	①開示請求者以外の個人の氏名、住所、生年月日、免許証番号、免許証交付年月日、免許証有効期間の月日及び顔写真 ②法人の印影	①条例第17条第3号 ②条例17条第4号及び第5号	①開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため ②法人に関する情報であり、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため								
2	5月9日	請求	市民生活部 市民課	住民票の写し等の交付申請書 平成29年4月18日～平成29年5月9日まで	住民票の写し等交付申請書 (申請期間:平成29年4月18日から平成29年5月9日)	5月16日	不開示 (不存在)		第21条第2項	平成29年4月18日から平成29年5月9日までの申請期間については、住民票の写し等交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。								
3	5月16日	請求	市民生活部 市民課	住民票の写し等の交付請求 平成26.10.14～平成29.5.16	住民票の写し等の交付請求書 (申請期間:平成26年10月14日から平成29年5月16日)	5月29日	全開示											
4	5月19日	請求	総務部 総務課	平成29年度に私が行った開示請求に伴って実地機関で保有されることとなった文書全部(実施機関が第三者照会を行ったことにより作成・保有されることになった文書も当然含む)平成29年度5月分の請求に由来する分を除く	・公文書開示請求書 ・公文書開示決定等の機関の延長について(伺) ・調停決議書	5月24日	一部開示	個人名、メールアドレス及び研修等での配付資料(開催日時、開催場所、研修等名称、研修等主催者名、講師名、ホームページ公開資料、メモ欄、ページ番号及びチラシは除く。)及び法人の印影	条例17条第3号 条例17条第4号 条例17条第5号 条例17条第7号	個人名であり、特定の個人を識別することができるため。 研修等での配付資料を開示することにより、愛知県弁護士会及び日本弁護士連合会(以下「弁護士会等」という。)内部において作成された資料であり、公にすることにより、弁護士業務におけるノウハウが外部に知られ、今後の弁護士会等に所属する弁護士の活動に支障が生じるおそれがあるため。 法人の印影を開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 研修等の参加資格が限定され、かつ、その参加者のみに配布された資料であり、本来、参加者以外への配布が予定されていない資料であるため、公にすることにより、市と弁護士会等との信頼関係がそこなわれ、市の法律相談業務等に支障が生じるおそれがあるため。								
					・公文書開示請求に係る第三者意見照会について(伺) ・意見書 ・意見照会について(伺) ・公文書一部開示決定について(伺) 開示決定に係る通知書について(伺)													
5	5月26日	請求	まちづくり推進部 都市整備課	25春都整第1359号の各筆処分状況(私の記載があるページのみ)	春井井篠諸四ツ谷土地区画整理組合解散認可申請書(保留地処分状況表の一部)	6月8日	一部開示	契約金額、処分代金収入額、契約年月日	条例17条第3号	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。								
6	5月31日	請求	総務部 総務課	平成29年(行ウ)第34号事件について実施機関が保有している文書	第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 答弁書の提出にあたって 訴状 証拠説明書(B1) 甲第1号証から甲第7号証まで 回答書 訴状の訂正申立書	6月13日	全開示											
7	6月5日	請求	総務部 総務課	請求書が本日公文書開示手数料100円を支払ったことがわかる公文書全部	請求者が平成29年6月5日に金融機関で公文書開示手数料100円を支払ったことが分かる公文書	6月13日	不開示 (不存在)		第21条第2項	当該公文書を保有していないため								
8	6月5日	請求	財政部 収納課	請求書が本日平成29年度の市民税の年額を支払ったことがわかる公文書全部	請求書が平成29年6月5日に金融機関で平成29年度の市民税・県民税を納付したことが分かる公文書	6月13日	不開示 (不存在)		第21条第2項	当該公文書を保有していないため								
9	6月23日	請求	総務部 総務課	平成29年(行ウ)第34号事件について実施機関が保有するもの(29春総第165号で開示された文書を除く)	29春総第158号(公文書不開示決定に関する不服申立てに係る決定及び裁決に対する訴えについて(伺)) 受領書	7月6日	全開示											
10	7月3日	請求	市民生活部 市民課	戸籍証明等の交付申請書(●●●●●●●●●●●●●●●●●●)(平成28年3月～平成29年7月3日まで)	戸籍証明等の交付申請書(申請期間:平成28年3月1日～平成29年7月3日)	7月10日	不開示 (不存在)		第21条第2項	平成28年3月1日から平成29年7月3日までの申請期間については、戸籍証明等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。								
11	7月7日	請求	消防本部 消防署	H23.7.21に病院搬送された件の救急活動報告書	救急出動報告書	7月18日	一部開示	医師の氏名	条例第17条第3号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。								

75	3月6日	請求	青少年子ども部 保育課	H26春保721	26春保第721号	3月20日	不開示 (存否応答拒否)		第20条	本件開示請求に係る請求者の保有個人情報 が存在しているか否かを回答するだけで、 不開示情報を開示することとなるため、 その存否を明らかにしないで、本件開 示請求を拒否するものである。										
76	3月6日	請求	健康福祉部 地域福祉課	H26春高福1646	26春高福第1646号	3月20日	不開示 (存否応答拒否)		第20条	本件開示請求に係る請求者の保有個人情報 が存在しているか否かを回答するだけで、 不開示情報を開示することとなるため、 その存否を明らかにしないで、本件開 示請求を拒否するものである。										
77	3月6日	請求	健康福祉部 障がい福祉課	H26春障書2019、2197、2565、2707、3049、3222、 3766、3981、4309	26春障福第2019号、第2197号、第2565号、 第2707号、第3049号、第3222号、第3766 号、第3981号及び第4309号	3月20日	不開示 (存否応答拒否)		第20条	本件開示請求に係る請求者の保有個人情報 が存在しているか否かを回答するだけで、 不開示情報を開示することとなるため、 その存否を明らかにしないで、本件開 示請求を拒否するものである。										
78	3月6日	請求	環境部 環境保全課	H26春環保1083、1083-2、431、510、656、1344	26春環保第1083号、第1083-1号、第431号、 第510号、第656号及び第1344号	3月20日	不開示 (存否応答拒否)		第20条	本件開示請求に係る請求者の保有個人情報 が存在しているか否かを回答するだけで、 不開示情報を開示することとなるため、 その存否を明らかにしないで、本件開 示請求を拒否するものである。										
79	3月6日	請求	上下水道部 上下水道業務課	H26春業上16、18、39、57、60、61、97、99、123、126、 169、175、183、184、230、231、235、247、278、352、 388、389、445、446、447、506、507、510、511、512	26春業上第16号、第18号、第39号、第57 号、第60号、第61号、第97号、第99号、第 123号、第126号、第169号、第175号、第183 号、第184号、第230号、第231号、第235号、 第247号、第278号、第352号、第388号、第 389号、第445号、第446号、第506号、第510 号及び第511号	3月20日	不開示 (存否応答拒否)		第20条	本件開示請求に係る請求者の保有個人情報 が存在しているか否かを回答するだけで、 不開示情報を開示することとなるため、 その存否を明らかにしないで、本件開 示請求を拒否するものである。										
					26春業上第447号、第507号及び第512号	3月20日	不開示 (不存在)		第21条第2項	本件対象文書について、請求者の個人情報 を保有していない。										
80	3月12日	請求	市民生活部 市民課	住民票の写し等及び戸籍証明等の交付申請書 (平成30年3月1日交付分)	①住民票の写し等の交付申請書 ②戸籍証明等に交付申請書 (申請期間：平成30年3月1日)	3月23日	一部開示	①利用目的の内容 ②業務の種類 ③印影 ④委託先従業員の署名等 ⑤電話番号	①及び②第17条第3号及び第4号 ③第17条第4号及び第5号 ④第17条第3号	①及び②開示することにより依頼者を識別 することができるため並びに弁護士と依頼 者との信頼関係が損なわれるおそれがある ため及び弁護士の業務に支障をおよぼ すおそれがあり、弁護士の権利、競争上の 地位その他正当な権利を害するおそれがある ため。 ③弁護士に関する情報であり、開示するこ とにより当該弁護士の権利、競争上の地 位その他正当な利益を害するおそれがある ため及び犯罪の予防に支障を及ぼすお それがあるため。 ④開示することにより、開示請求者以外の 特定の個人が識別されるため。										
81	3月13日	請求	市民生活部 市民課	住民票及び戸籍の写しの交付申請書 (平成30年2月2日交付分)	①住民票の写し等の交付申請書 ②戸籍証明等に交付申請書 (申請期間：平成30年2月2日)	3月26日	一部開示	①業務の種類 ②依頼者の氏名又は名称 ③依頼者について該当する事由 ④具体的事由 ⑤印影 ⑥使者の氏名	①②③及び④第17条第3号及び第4号 ⑤第17条第4号及び第5号 ⑥第17条第3号	①②③及び④：開示することにより依頼者 が特定されるため。 司法書士と依頼者との信頼関係が損なわ れるおそれがあるため及び司法書士の業 務に支障を及ぼすおそれがあり、法人等 の権利、競争上の地位その他正当な権利 を害するおそれがあるため。 ⑤：法人等に関する情報であり、開示する ことにより当該法人等の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するおそれ があるため及び犯罪の予防に支障を及ぼす おそれがあるため。 ⑥：開示することにより開示請求者以外の 特定の個人が識別されるため。										
82	3月29日	請求	総務部 人事課	平成29年度に請求者が行った、人事についての苦情 が記載された文書	相談整理簿	4月12日	全開示													
83	3月29日	請求	企画政策部 秘書課	管理しているのが秘書課 請求者の請求(情報公開、 自己情報開示)によってすることになった第三者照会 があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三 者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有して いないため。										
84	3月29日	請求	企画政策部 企画政策課	管理しているのが企画政策課 請求者の請求(情報 公開、自己情報開示)によってすることになった第三者 照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三 者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有して いないため。										
85	3月29日	請求	企画政策部 広報広聴課	管理しているのが広報広聴課 請求者の請求(情報 公開、自己情報開示)によってすることになった第三 者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三 者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有して いないため。										
86	3月29日	請求	総務部 総務課	管理しているのが総務課 請求者の請求(情報公開、 自己情報開示)によってすることになった第三者照会 があったものの件の文書のうち残っているもの	29春総第14号、意見書及び意見照会につい て(回答)	4月12日	一部開示	個人名、メールアドレス及び研修等での配付 資料(開催日時、開催場所、研修等名称、研 修等主催者名、講師名、ホームページ公開資 料、メモ帳、ページ番号及びチラシは除く。)及 び法人の印影	第17条第3号、第4号、第5号及び第7号	個人名であり、特定の個人を識別するこ とができるため。 愛知県弁護士会及び日本弁理士連合会 (以下「弁護士会等」という。)内部において 作成された資料であり、公にすることによ り、弁護士業務におけるノウハウが外部に 知られ、今後の弁護士会等に所属する弁 護士の活動に支障が生じるおそれがある ため。 法人その他の団体に関する情報であり、 開示することにより当該法人その他の団体 の権利、競争上の地位その他正当な利益 を害するおそれがあるため及び犯罪の予 防に支障を及ぼすおそれがあるため 研修等の参加資格が限定され、かつ、そ の参加者のみに配布された資料であり、本 来、参加者以外への配布が予定されてい ない資料であるため、公にすることにより、 市と弁護士会等との信頼関係が損なわ れ、市の法律相談業務等に支障が生じる おそれがあるため。										
87	3月29日	請求	総務部 人事課	管理しているのが人事課 請求者の請求(情報公開、 自己情報開示)によってすることになった第三者照会 があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三 者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有して いないため。										
88	3月29日	請求	総務部 市民安全課	管理しているのが市民安全課 請求者の請求(情報 公開、自己情報開示)によってすることになった第三 者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三 者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有して いないため。										
89	3月29日	請求	総務部 情報システム課	管理しているのが情報システム課 請求者の請求(情 報公開、自己情報開示)によってすることになった第三 者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三 者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有して いないため。										

90	3月29日	請求	財政部 財政課	管理しているのが財政課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												
91	3月29日	請求	財政部 管財契約課	管理しているのが管財契約課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												
92	3月29日	請求	財政部 市民税課	管理しているのが市民税課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	26春市税第40号及び26春市税第113号	4月12日	一部開示	宛先、捜査関係事項照会書、発生日、文書番号、收受日、起案日、決済日、宛先/施行日、完結日、回答書	第17条第5号											犯罪の予防および捜査等の手法、技術、体制等に関する情報であり、公にすると、上記の内容はもとよりこの警察署がいつの時点で捜査に必要な情報を収集しているかという捜査のための一連の事務が明らかにあり、捜査活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがあるため。	
93	3月29日	請求	財政部 資産税課	管理しているのが資産税課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	25春資第473号、29春資第283号 意見書、29春資第259号	4月12日 4月12日	全開示 一部開示	意見書のうち提出した法人の社印及び代表者印の印影 表示に関する土地登記簿通知書のうち地積測量図作成者の印影	第17条第4項及び第5項												事業を営む個人の情報であり、当該個人および法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため
94	3月29日	請求	財政部 収納課	管理しているのが収納課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												
95	3月29日	請求	市民生活部 市民活動推進課	管理しているのが市民活動推進課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												
96	3月29日	請求	市民生活部 男女共同参画課	管理しているのが男女共同参画課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												
97	3月29日	請求	市民生活部 市民課	管理しているのが市民課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	25春市第674-2号 25春市第674-3号、26春市第1700-2号、26春市第1700-3号、26春市第1700-4号、29春市第1439号	4月12日 4月12日	全開示 一部開示	①法人の印影、②意見照会の相手方、③申請書写真サンプル、④パスワード、⑤文書年月日	①、②及び⑤第17条第4号及び第5号 ③第17条第3号 ④第17条第4号											①、②及び⑤ 法人の内部管理であるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 犯罪の予防及び捜査等の手法、技術、体制等に関する情報であり、公にすると、上記の内容はもとよりこの警察署がいつの時点で捜査に必要な証拠を収集しているかという捜査のための一連の事務が明らかにあり、捜査活動が阻害され、又は適切に行われなくなるおそれがあるため。 ③ 開示することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別されるため。 ④ 特定団体の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため及びない美管理情報であるため。	
98	3月29日	請求	市民生活部 保険医療年金課	管理しているのが保険医療年金課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	26春保医第33号 26春保医第55号	4月12日	一部開示	宛先、捜査関係事項照会書、発生日、文書番号、收受日、起案日、決済日、宛先/施行日、完結日、回答書	第17条第5号												犯罪の予防および捜査等の手法、技術、体制等に関する情報であり、公にすると、上記の内容はもとよりこの警察署がいつの時点で捜査に必要な情報を収集しているかという捜査のための一連の事務が明らかにあり、捜査活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがあるため。
99	3月29日	請求	文化スポーツ部 文化・生涯学習課	管理しているのが文化・生涯学習課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												開示請求に係る保有個人情報保有していないため。
100	3月29日	請求	健康福祉部 健康増進課	管理しているのが健康増進課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	25春健第1080号 25春健第1234号、1235号及び1236号	4月12日	全開示 一部開示	法人の印影	第17条第4号及び第5号												法人の内部管理であるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため
101	3月29日	請求	健康福祉部 地域福祉課	管理しているのが地域福祉課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												開示請求に係る保有個人情報保有していないため。
102	3月29日	請求	健康福祉部 介護・高齢福祉課	管理しているのが介護・高齢福祉課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												開示請求に係る保有個人情報保有していないため。
103	3月29日	請求	健康福祉部 障がい福祉課	管理しているのが障がい福祉課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	・公文書開示請求に関する第三者照会について(26春障福第41号) ・公文書開示請求に関する第三者照会について(26春障福第42号)	4月12日	一部開示	第三者照会の照会先、捜査関係事項照会書、発生日、文書番号、受領日、起案日、決済日、発送/施行日、完結日、回答書及び回答内容	第17条第5号												犯罪の予防及び捜査等の手法、技術、体制等に随する情報であり、公にすると、上記の内容はもとよりこの警察署がいつの時点で捜査に必要な証拠を収集しているかという捜査のための一連の事務が明らかにあり、捜査活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがあるため。
104	3月29日	請求	健康福祉部 生活支援課	管理しているのが生活支援課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												開示請求に係る保有個人情報保有していないため。
105	3月29日	請求	青少年子ども部 子ども政策課	管理しているのが子ども政策課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												開示請求に係る保有個人情報保有していないため。
106	3月29日	請求	青少年子ども部 保育課	管理しているのが保育課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												開示請求に係る保有個人情報保有していないため。
107	3月29日	請求	環境部 環境政策課	管理しているのが環境政策課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)												開示請求に係る保有個人情報保有していないため。
108	3月29日	請求	環境部 環境保全課	管理しているのが環境保全課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	26春環保第559号-2号、559号-3号	4月12日	一部開示	法人の印影、公害関係担当者の役職及び氏名、有害物質貯蔵指定施設の施設名、施設が属する工程名、施設で使用される薬品名、施設を管轄する部署名、施設の配置箇所、製品安全データシート記載内容	第17条第4号及び第5号 第17条第3号 第17条第4号											法人の内部情報及び犯罪防止のため個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため 法人の内部情報であり、公にすることにより、該当法人の事業活動が損なわれるとみとめられるため	

109	3月29日	請求	環境部 ごみ減量推進課	管理しているのがごみ減量推進課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
110	3月29日	請求	産業部 経済振興課	管理しているのが経済振興課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
111	3月29日	請求	産業部 企業活動支援課	管理しているのが企業活動支援課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
112	3月29日	請求	産業部 農政課	管理しているのが農政課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	25春農第701号-2号 25春農第701号-3号	4月12日	全開示 一部開示	法人の印影	第17条第4号及び第5号	法人の内部管理であるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため										
113	3月29日	請求	まちづくり推進部 都市政策課	管理しているのが都市政策課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
114	3月29日	請求	まちづくり推進部 都市整備課	管理しているのが都市整備課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
115	3月29日	請求	まちづくり推進部 ニュータウン創生課	管理しているのがニュータウン創生課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
116	3月29日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	管理しているのが建築指導課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
117	3月29日	請求	建設部 道路課	管理しているのが道路課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
118	3月29日	請求	建設部 公園緑地課	管理しているのが公園緑地課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
119	3月29日	請求	建設部 河川排水課	管理しているのが河川排水課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
120	3月29日	請求	建設部 住宅施設課	管理しているのが住宅施設課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
121	3月29日	請求	市民病院 管理課	管理しているのが管理課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
122	3月29日	請求	市民病院 医事課	管理しているのが医事課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	公文書開示請求の第三者照会について(26春病医事第3-1、3-3、3-4)意見書(26春病医事第110号、139号)	4月12日	一部開示	個人名、個人ID、宛先、捜査関係事項照会書、発生日、文書番号、收受日、起案日、決裁日、発送/旅行日、完結日、回答書	第17条第3号、第5号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 犯罪の予防及び捜査等の手法、技術、体制等に関する情報であり、公にすると、上記内容はもとよりこの警察署がいつの時点で捜査に必要な証拠を収集しているかという捜査のための一連の事務が明らかになり、捜査活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがあるため。										
123	3月29日	請求	上下水道部 上下水道経営課	管理しているのが上下水道経営課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
124	3月29日	請求	上下水道部 上下水道業務課	管理しているのが上下水道業務課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
125	3月29日	請求	上下水道部 水道工務課	管理しているのが水道工務課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
126	3月29日	請求	上下水道部 下水建設課	管理しているのが下水建設課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
127	3月29日	請求	会計管理者 会計課	管理しているのが会計課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
128	3月29日	請求	消防本部 消防総務課	管理しているのが消防総務課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
129	3月29日	請求	消防本部 消防予防課	管理しているのが消防予防課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
130	3月29日	請求	消防本部 消防救急課	管理しているのが消防救急課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
131	3月29日	請求	消防本部 通信指令室	管理しているのが通信指令室 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										
132	3月29日	請求	教育委員会 教育総務課	管理しているのが教育総務課 請求者の請求(情報公開、自己情報開示)によってすることになった第三者照会があったものの件の文書のうち残っているもの	請求者の請求によってすることになった第三者照会があったものの件の文書	4月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項(不存在)	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。										

資料3 平成29年度会議公開実施状況一覧表

No.	附属機関等名	所管	公開非公開の 状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
1	表彰審査委員会	秘書課	非公開			1	
2	総合計画審議会	企画政策課	公開	3			4
3	開発事業紛争調停委員会	総務課	未開催	—	—	—	—
4	情報公開・個人情報保護 審査会	総務課	非公開			7	
5	行政不服審査会	総務課	非公開			5	
6	特別職報酬等審議会	人事課	公開	2			
7	防災会議	市民安全課	公開	1			1
8	国民保護協議会	市民安全課	未開催	—	—	—	—
9	新型インフルエンザ等対 策連絡調整会議	市民安全課	未開催	—	—	—	—
10	春日井市プラットフォーム ムアプリ開発検討会議	情報システム 課	公開	8			
11	市民憲章審議会	市民活動推進 課	未開催	—	—	—	—
12	市民活動支援センター運 営委員会	市民活動支援 センター	公開	2			1
13	国民健康保険運営協議会	保険医療年金 課	公開	2			

No.	附属機関等名	所管	公開非公開の 状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
14	男女共同参画審議会	男女共同参画課	公開	5			6
15	青少年女性センター・勤労青少年ホーム運営委員会	男女共同参画課	公開	2			
16	市民会館運営審議会	文化・生涯学習課	未開催	—	—	—	—
17	生涯学習審議会	文化・生涯学習課	公開	5			
18	文化振興審議会	文化・生涯学習課	公開	4			1
19	道風記念館運営協議会	道風記念館	公開	1			
20	スポーツ表彰審査会	スポーツ課	非公開			1	
21	図書館協議会	図書館	公開	1			1
22	予防接種健康被害調査委員会	健康増進課	未開催	—	—	—	—
23	救急医療対策会議	健康増進課	未開催	—	—	—	—
24	健康施策等推進協議会	健康増進課	公開	3			
25	胃内視鏡検診運営会議	健康増進課	非公開			1	
26	地域福祉計画推進協議会	地域福祉課	公開	1			
27	民生委員推薦会	地域福祉課	未開催	—	—	—	—
28	高齢者総合福祉計画推進協議会	地域福祉課	公開	5			8

No.	附属機関等名	所管	公開非公開の 状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
29	福祉有償運送運営協議会	地域福祉課	一部公開		2		1
30	老人ホーム入所判定委員会	地域福祉課	非公開			1	
31	地域包括支援センター運 営等協議会	地域福祉課	公開	4			25
32	地域包括ケア推進協議会	地域福祉課	公開	1			
33	春日井市介護認定審査会	介護・高齢福 祉課	非公開（公 開、一部公開 の場合あり	1	1	447	
34	障がい支援区分判定審査 会	障がい福祉課	非公開			24	
35	障がい者施策推進協議会	障がい福祉課	公開	5			26
36	地域自立支援協議会	障がい福祉課	公開	4			48
37	一体的就労支援事業運営 協議会	生活支援課	非公開			1	
38	子ども・子育て支援対策 協議会	子ども政策課	公開	3			

No.	附属機関等名	所管	公開非公開の 状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
39	特別支援保育審査委員会	保育課	非公開			2	
40	環境審議会	環境政策課	公開	3			
41	廃棄物減量等推進審議会	ごみ減量推進 課	公開	3			
42	商工業振興審議会	経済振興課	公開	3			
43	人・農地プラン検討会	農政課	公開	1			
44	都市計画審議会	都市政策課	公開	3			4
45	都市景観審議会	都市政策課	未開催	—	—	—	—
46	町名等審議会	都市政策課	未開催	—	—	—	—
47	自転車等駐車対策協議会	都市政策課	公開	2			
48	地域公共交通会議	都市政策課	公開	2			1
49	尾張都市計画事業松河戸 土地区画整理審議会	都市整備課	未開催	—	—	—	—
50	高蔵寺ニュータウン未 来プラン策定検討委員 会	ニュータウン 創生課	未開催	—	—	—	—
51	高蔵寺リ・ニュータウ ン推進会議	ニュータウン 創生課	公開	2			18

No.	附属機関等名	所管	公開非公開の 状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
52	開発審査会	建築指導課	非公開			5	
53	建築審査会	建築指導課	非公開			2	
54	旅館等建築審査会	建築指導課	未開催	—	—	—	—
55	緑の審議会	公園緑地課	未開催	—	—	—	—
56	春日井市民病院事業評価 委員会	管理課	公開	1			1
57	消防賞じゅつ金等審査委 員会	消防総務課	未開催	—	—	—	—
58	総合教育会議	教育総務課	公開	1			0
59	通学区域審議会	学校教育課	未開催	—	—	—	—
60	学校保健結核対策委員会	学校教育課	非公開			1	
61	いじめ・不登校対策協議 会	学校教育課	公開	2			
62	就学支援委員会	学校教育課	非公開			4	
63	放課後教室運営委員会	学校教育課	公開	1			
64	いじめ問題対策委員会	学校教育課	公開	2			1
65	文化財保護審議会	文化財課	公開	1			

No.	附属機関等名	所管	公開非公開の 状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
66	学校給食運営委員会	学校給食課	未開催	—	—	—	—
				90	3	502	147

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して平成 29 年 3 月 22 日付けで行った公文書一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）及び平成 29 年 6 月 30 日付けで行った公文書一部開示決定変更決定（以下「本件変更決定」という。）については、結論において妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

(1) 本件一部開示決定について

本件一部開示決定に係る本件審査請求の趣旨は、「●●」の文字を地名とした本件一部開示決定を取り消し、「●●」の文字の開示を求めるとともに、開示されていない文書の開示を求めるものである。

(2) 本件変更決定について

本件変更決定に係る本件審査請求の趣旨は、本件変更決定の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書並びに審査請求人の口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件一部開示決定について

ア 「●●」の不開示について

市が実施した夜間の測定結果の文書、期間集計プロジェクト名：●●280116 とグラフ表のデータ管理●●280116 の報告を受けた後に、文書を受け取った。この文書では、●●という文字は開示をして公表している。今回開示された文書は当該文書と同じ文書であるが、比較すると、「●●」部分が黒塗りされている。

角川新国語辞典によると、地名とは土地の名前であり、土地とは①「つち、大地」、②「耕地、宅地、山林などの総称。地所」、③「地味、地質」などである。●●とは「●●●●」と読む文字であり「●●●●」となっている。町名とは町の名前であるので、○○町になる。「●●」だから何だというのか。その後に、町なり市なりが付くことで住所の一部として採用されるものだと考える。測定結果データの中で、片や「●●」まで

の表記で、片や「●●町」となっている。「町」を入れるのを忘れたのか。

これらのことから「●●」という文字は地名ではないため、本件一部開示決定の取消しを求める。

イ 公害状況調査報告書の範囲について

(ア) 以前開示された文書（公害状況調査報告書（整理番号 27-262、No. 301））の記載内容に誤りがあるため、審査請求人は、平成 28 年 4 月 12 日にその部分の訂正を求める文書を提出しており、その後市としての対応などを記載した文書がある。また、その文書の稟議書もある。このように訂正した文書は存在しているため、開示を求める。

(イ) 本件審査請求に係る平成 29 年 3 月 8 日付け公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）では、対象文書を公害状況調査報告書の平成 28 年 3 月 15 日後の分としてあり、これで十分に特定するに足りる事項であったからこそ、実施機関は本件一部開示決定に係る通知書を送付している。この通知書は、対象文書を平成 28 年 3 月 15 日後の分から平成 29 年 3 月 8 日までの公文書であるとしている。当然、本件変更決定に係る通知書に記載された 2（平成 28 年 4 月 12 日付け訂正要求書）及び 3（訂正要求書への対応記録（別紙を含む））の公文書も含まれるので、開示すべき公文書である。

(2) 本件変更決定について

ア 本件一部開示決定の変更の可否について

(ア) 春日井市情報公開条例（以下「本件条例」という。）の（目的）第 1 条及び（開示請求の手続）第 6 条の規定に反する行為であっても、明文の規定がなく行政処分を変更可能であるとするならば、そうではなく、本件条例に明文として定めて市民にはこのことを説明する責務がある。その理由は、本件条例第 4 条は、公文書の開示を請求するものは、本件条例の目的に即し適正な請求に努めることを求めていることである。

(イ) 本件一部開示決定により本件開示請求に係る実施機関の事務は完結している。公文書開示請求書に記載している公文書を特定するに足りる事項の変更は行っていない。本件変更決定は、新たに公文書開示請求書の提出をしたこともないにも関わらず行われた変更決定である。

(3) 本件一部開示決定及び本件変更決定に共通する点について

ア 公害状況調査報告書と公害苦情調査報告書の関係について

(ア) 本件開示請求の目的は、公害状況調査報告書の文書であって、文書が存在していない公害苦情調査報告書ではない。公開性の向上と公正の確保は図られず損なわれている。開示請求者である審査請求人は不利益を

受ける結果となっている。公害状況調査報告書に変更する、との決定を求める。

- (イ) 本件変更決定に係る通知書によると、変更前の公文書の名称と変更後の公文書の名称は、共に公害苦情調査報告書と記載している。また、処分を変更する理由の説明では、変更後の公文書2及び3については、公害苦情対応とは意味が異なるため、公害苦情調査報告書に記録していないことから記載しているが、この報告書は存在していない文書であるので、どこにも記録をすることはできない。
- (ウ) 公害苦情調査報告書と公害状況調査報告書は同一のものであるとの説明を受けたことはない。
- (エ) 平成29年5月16日付け弁明書は、公害状況調査報告書のことについて説明している。しかし、本件変更決定に係る通知書には、公害苦情調査報告書のことを説明していて大きく食い違いがあるなど、この機会を拒否する必要がある。
- (オ) 本件変更決定に係る通知書で、変更後の公文書の名称、1. 公害苦情調査報告書（整理番号27-262、No.301）との文書を、さらに存在しない文書に変更決定をしている。
- (カ) 審査会に諮るより前の段階で、実施機関が誤りを認めるのであれば、ここまでの問題にはならなかった。訂正すれば目的が達成するということにはならない。誤りも認めず、さらに本件変更決定をするということが行政として許されないことである。

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び平成29年7月6日及び同年8月29日に実施された口頭での説明において、おおむね次のとおり主張した。

(1) 本件一部開示決定について

ア 「●●」の不開示について

不開示とした「●●」が記載されている文書は、騒音相談により実施した測定記録であり、「●●」という記載は、●●町と同様に地名である。騒音測定結果のプロジェクト名の付け方は、担当者の判断により決定しており、統一的な方法はない。担当者によっては日時や相談者名をプロジェクト名とすることも考えられる。今回についても地名の認識でプロジェクト名を決定した。

平成28年3月1日、市に対し審査請求人から太陽光発電システムの騒音に関する相談があり、平成28年7月5日、同年8月8日及び平成

29年1月16日に騒音測定を実施した。騒音測定結果について平成28年7月分は口頭で、同年8月分及び平成29年1月分はデータ処理装置からプリントした結果を審査請求人に手渡しし、あるいは示して報告している。騒音測定結果は、プロジェクト名（8月の測定データは280808●●町、1月の測定データは●●280116）が記載されたものを報告している。市は苦情相談が寄せられると騒音測定を実施する。実施した騒音測定結果は、発生源者や申立人に報告することもあり、騒音測定結果の報告は本件に限ったことではない。

本件条例に基づく公文書開示請求は、本件に係る者以外からの公文書開示請求も想定され、公文書開示請求があった場合は情報公開制度に基づき対応するものである。他方、市から審査請求人に提供した騒音測定結果は、審査請求人の敷地内（●●町）で実施した測定結果であることを審査請求人は了承しており、審査請求人に提供した資料に場所が特定される可能性のある「●●」の記載があっても問題はない。

イ 公害状況調査報告書の範囲について

平成28年4月12日に審査請求人から訂正要求があったが、その要求内容は「増設」を「新築」とするなどの表現上の要望のみであり、公害苦情（状況）調査報告書自体の訂正の必要はないものと判断した。また、同報告書は決裁済みでもあり、その意味でも訂正はしないという結論であった。そこで、当該訂正要求に対する市の対応については、公害苦情や相談による対応とは意味が異なることもあり、公害苦情（状況）調査報告書に記録していないため、本件開示請求の対象としなかったものである。なお、訂正要求に関する文書については、本件開示請求の対象にならないことは、審査請求人に事前に口頭で伝えている。

(2) 本件変更決定について

ア 本件一部開示決定の変更の可否について

(ア) 本件一部開示決定のような行政処分につき、その内容を変更すべき場合においては、審査請求に対する裁決による変更のみならず、処分庁自らが職権で行う変更によることもあり得る。このような行政処分の変更は、変更することができる旨の明文の規定がなくとも可能である。このことは、行政処分の適法性及び妥当性の確保のために、行政処分の取消し又は撤回を明文の規定なく行うことができるのと同様である。本件条例も、本件変更決定を認めない趣旨ではない。

(イ) 訂正要求に係る文書は公害苦情（状況）調査報告書とは別の文書であり、請求対象の文書には含まれないという理解であった。しかし、

本件開示請求に対し、開示を平成29年3月29日に行ったが、開示を求めた内容に相違があったことが、本件一部開示決定に対する平成29年5月9日付け審査請求で分かった。よって、審査請求人が求める情報を審査請求人が取得できるよう、本件変更決定に係る通知書を平成29年6月30日に送付したが、平成29年7月3日に受取を拒否されている。これに係る通知書は、審査請求人が求める情報を提供できる機会として提案したものである。

(ウ) 本件変更決定を行う前の時点では、変更後の2及び3の公文書につき、本件開示請求に係る実施機関の事務は完結していないのである。このような観点からすれば、本件変更決定は、本件開示請求に対する実施機関の回答(決定)であるといえるのであり、「公文書開示請求がなされていないにも関わらず行われた決定」ではない。

(3) 本件一部開示決定及び本件変更決定に共通する点について

ア 公害状況調査報告書と公害苦情調査報告書の関係について

(ア) 公害苦情調査報告書は表記誤りであり、公害状況調査報告書が正しい名称である。しかし、実施機関内では、両者は同一文書とみなして過去にも公害苦情調査報告書の開示請求に対し公害状況調査報告書を開示している。公文書不存在として不開示対応とはしていない。これまで、審査請求人には、公害苦情調査報告書と公害状況調査報告書は同一のものであること、開示対象の公文書名が苦情か状況かにより、本来、開示請求者に開示すべき情報が異なることはないことを説明している。市民からの公文書開示請求や市からの公文書開示決定等において、開示対象とする公文書の名称が公害状況調査報告書か公害苦情調査報告書かによって、本件条例の目的である公開性の向上や公正の確保が損なわれることはなく、開示請求者に対し不利益を与えるものでもない。

(イ) 実施機関内において「公害苦情」という言葉を日常使用しており、それが作成する文書に影響した。誤解を招いた表現とは認識しているため、今後は公害状況調査報告書で統一して使用することは検討している。

第4 調査審議の経過

- 1 平成29年3月22日 本件一部開示決定の通知のあった日(諮問第58号)
- 2 平成29年5月9日 審査請求のあった日(諮問第58号)
- 3 平成29年5月16日 実施機関から弁明書を収受(諮問第58号)

- 4 平成29年5月24日 諮問のあった日（諮問第58号）
- 5 平成29年6月5日 審査請求人から資料を收受（諮問58号）
- 6 平成29年7月6日 審議、審査請求人の口頭意見陳述及び資料の提出、実施機関の説明の実施（諮問第58号）
- 7 平成29年6月30日 本件変更決定の通知のあった日（諮問第59号）
- 8 平成29年7月10日 審査請求のあった日（諮問第59号）
- 9 平成29年7月19日 実施機関から弁明書を收受（諮問第59号）
- 10 平成29年8月1日 諮問のあった日（諮問第59号）
- 11 平成29年8月16日 審査請求人から資料を收受（諮問第59号）
- 12 平成29年8月29日 審議、審査請求人の口頭意見陳述及び資料の提出、実施機関の説明の実施（諮問第59号）
- 13 平成29年9月27日 審議（諮問第59号）
- 14 平成29年10月26日 審議（諮問第58号及び第59号）

第5 審査会の判断

1 本件一部開示決定について

(1) 「●●」の不開示について

騒音測定結果が記載された文書（以下「騒音測定結果記録」という。）には、プロジェクト名として「280808●●町」や「●●280116」といった記載がされている。「●●町」という記載であれば、地名として記載されたことは明らかである。一方、「●●」という記載であれば、その漢字二文字だけからは、それが地名であるか人名であるか、又は審査請求人が主張するような「●●●」としての「●●●●」であるか、一見して明らかではない。現に、プロジェクト名によっては数字と文字の記載順が異なり、プロジェクト名の記載方法が統一されていないことから、一方のプロジェクト名に「●●町」という地名が記載されているからといって、他方のプロジェクト名の「●●」が当然に地名であるということにはならない。

しかし、騒音測定結果記録は、実施機関が騒音の苦情相談を受けて、現地調査として騒音測定をするという経緯をたどって作成されるものである。そうすると、騒音測定結果において重要な情報は、騒音測定をした日時及び場所並びに騒音の内容であると考えられる。プロジェクト名は通常、騒音測定結果記録において重要な情報の一部が記載されるであろうこと、現にプロジェクト名の一部である「280116」及び「280808」は、騒音測定をした日（平成29年（平成28年度）1月16日及び平成28年8月8日）を記載したものと思われることに鑑みれば、「●●」は騒音測定をした場所、

すなわち地名を記載したものであると認められる。また、「280808●●町」と「●●280116」というプロジェクト名の騒音測定結果記録は、いずれも同一場所に関するものであることからすれば、「●●」とは「●●町」の「町」が記載されていない地名を意味するものと解するのが合理的である。このことは、実施機関が本件一部開示決定に係る通知書において、「開示しないこととした部分」として「地名」と記載しており、実施機関は「●●」が地名であると認識していることから裏付けられる。

たしかに、騒音測定をした場所が●●●●（●●●●）であれば、審査請求人が主張するように、地名とは言い難い場合も想定され得る。しかし、本件一部開示決定によって開示された騒音測定結果記録は、現に●●町で実施された騒音測定結果の記録であるところ、●●町の現状は●●●●ではないことから、プロジェクト名の「●●」は●●●●（●●●●）を意味するとは考えられない。

なお、公文書開示請求は、開示請求者が誰であるかによって不開示情報が変わり得る制度ではない。よって、開示請求者である審査請求人が、不開示部分が「●●」と記載されていることを知っていたとしても、本件一部開示決定のとおり本件条例第7条2号の個人識別情報として不開示となることは、実施機関が主張するとおりである。

(2) 公害状況調査報告書の範囲について

本件開示請求に係る平成29年3月8日付け公文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）には、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」として「公害状況調査報告書 整理番号27-262 No. 301 平成28年3月15日後の分」と記載されている。当該記載からすれば、「公害状況調査報告書」という名称の文書が、本件開示請求の対象文書（以下「本件対象文書」という。）となることは明らかである。しかし、本件変更決定によって追加開示されることとなった平成28年4月12日付け訂正要求書及び訂正要求書への対応記録（別紙を含む）（以下併せて「本件追加開示文書」という。）のような、公害状況調査報告書そのものではないが、公害状況調査報告書を前提として、審査請求人と実施機関がやり取りをした文書一切も本件対象文書に含まれるかは、一見して明らかではない。

本件開示請求の際に、実施機関が審査請求人に対し、本件対象文書には本件追加開示文書が含まれないと説明したか否かは、審査請求人と実施機関の主張が対立しており、当時の対応記録等も確認できないことから、その真偽は不明といわざるを得ない。そのような状況において本件対象文書

を判断するには、本件開示請求書の記載内容の文理を中心として解釈することとなる。上記の記載内容によれば、文書名としては「公害状況調査報告書」としか記載されておらず、「整理番号 27-262 No. 301」は公害状況調査報告書の種類を特定する情報にとどまり、「平成 28 年 3 月 15 日後の分」は特定された公害状況調査報告書の種類につき、同日後に新たに作成又は取得された公害状況調査報告書の開示を求める趣旨であると考えられる。その他の関連文書に関する記載は一切ないことからすれば、本件対象文書に、公害状況調査報告書そのものではないが、公害状況調査報告書を前提として、審査請求人と実施機関がやり取りをした文書一切も含まれていたと解することは困難である。

本件追加開示文書は、審査請求人が公害状況調査報告書の訂正を要求した内容と、それに対する市の対応が記載されており、公害状況調査報告書に記載される騒音測定に関する現地調査等の情報とは、情報の質が異なるものである。よって、本件対象文書に本件追加開示文書が含まれないとして本件一部開示決定をした実施機関の判断は、特段不合理なものとはいえず、是認することができる。

また、本件変更決定により、結果として審査請求人は本件追加開示文書の開示を受けることができる地位に至った。よって、本件一部開示決定を行った当時において、本件対象文書に本件追加開示文書が含まれていたか否かに関わらず、もはや審査請求人は、本件審査請求において本件追加開示文書の開示を求める法的利益を失ったものといえ、当該部分に係る本件審査請求は不適法なものとなる。

2 本件変更決定について

(1) 本件一部開示決定の変更の可否について

本件一部開示決定は行政処分であるところ、行政処分の適法性の回復又は合目的性（妥当性）の回復の観点から必要がある場合は、行政処分を取消し又は撤回するのみならず、変更すべき場合がある。このような場合には、法律又は条例の明示的な根拠規定がなくても、行政処分の取消し及び撤回に加えて、変更することも可能であると解される。

実施機関は、本件一部開示決定の際、本件対象文書は本件追加開示文書を含まないと考えており、そのこと自体が特段不合理ではないことは上記 1(2)で述べたとおりである。また、本件審査請求の経緯からすれば、本件審査請求において、審査請求人が本件対象文書には本件追加開示文書も含まれると考えており、その開示を求めていることが明らかになったため、実施機関は本件対象文書の範囲を本件追加開示文書まで拡張したことが認

められる。

このような実施機関の対応は、本件追加開示文書の開示を求めるといふ審査請求人の意思及び本件開示請求の目的に合致し、ひいては本件条例第1条が規定する本件条例の目的である、市民の知る権利の尊重と市の説明責務の全うに資するものといえる。よって、本件変更決定は、元来適法であった本件一部開示決定の合目的性（妥当性）の回復にとって適切なものであったといえる。

また、行政処分は相手方の法的地位に影響を及ぼすものであるため、一般的には、無闇に変更されるべきものではない。しかし、上記のとおり、本件一部開示決定の合目的性（妥当性）の回復の観点から、実施機関が本件対象文書の範囲を拡張するとの取扱いをするのであれば、その時点以降において、本件変更決定によって本件追加開示文書を開示することは、適法性の回復の観点からも必要なものであるといえる。

さらに、本件対象文書の範囲を本件追加開示文書まで拡張した後は、本件開示請求に対する実施機関の応答としては、本件一部開示決定のみでは不十分な状態となる。すなわち、本件一部開示決定はあくまで公害状況調査報告書のみを開示対象としており、本件追加開示文書を含まないものであったため、本件追加開示文書を正式に開示するためには、それに対応した公文書開示決定が必要になるのである。よって、審査請求人が新たに公文書開示請求をしなくても、当初の本件開示請求に対する応答として、実施機関が本件変更決定をすることは許容される。

したがって、本件変更決定は可能であるばかりではなく、適切かつ必要なものであったといえる。

3 本件一部開示決定及び本件変更決定に共通する点について

(1) 公害状況調査報告書と公害苦情調査報告書の関係について

本件開示請求書には、対象文書として「公害状況調査報告書」と記載されている。そして、審査請求人が開示を求め、実際に開示された「公害状況調査報告書」と上部に記載された文書の正式名称は、その記載内容からして、実施機関も認めるように、審査請求人が本件開示請求書に記載したとおり「公害状況調査報告書」であるといえる。

一方、本件一部開示決定及び本件変更決定に係る通知書には、公害苦情調査報告書と記載されている。たしかに、公害状況調査報告書とは名称が異なるのみならず、「状況」と「苦情」はその漢字二文字のみを比較すれば、言葉の意味も異なる。しかし、実施機関によって実際に開示されたものは、「公害状況調査報告書」と上部に記載された文書及び当該文書に関する本

件追加開示文書である。よって、実施機関も本件対象文書は、正式名称が公害状況調査報告書である文書と、本件変更決定後はさらに本件追加開示文書であると認識していたといえる。すなわち、審査請求人及び実施機関の両者ともに、本件対象文書は、正式名称が公害苦情調査報告書ではなく公害状況調査報告書である文書であることにつき、認識が一致していたといえる。

また、審査請求人が平成 28 年 3 月 24 日付けで行った公文書開示請求書には、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」として、公害状況調査報告書ではなく公害苦情調査報告書と記載されている。一方、実施機関は、当該公文書開示請求に対して、同年 4 月 5 日付けで「公文書の名称」に公害状況調査報告書と記載した公文書一部開示決定を行っている。このことからすれば、実施機関は従前から、公害状況調査報告書と公害苦情調査報告書という表現の違いを特段意識せず、双方の表現とも同一の文書、すなわち正式名称が公害状況調査報告書である文書を指すものとして取り扱っていたことが認められる。実施機関は、実施機関内において「公害苦情」という言葉を日常使用しており、それが作成する文書に影響したと主張しており、そのような事務が適切なものとはいえないが、当該主張内容は事実であると認められる。

そうすると、本件一部開示決定及び本件変更決定に係る各通知書は、実施機関が本来は公害状況調査報告書と記載すべきところ、公害苦情調査報告書と誤記したものであるといえる。誤記の存在自体は適切なものとはいえないが、そのことから直ちに本件一部開示決定及び本件変更決定が違法になるものではない。本件一部開示決定及び本件変更決定が開示対象としている文書が本件対象文書と同一のものであり、かつ、誤記の程度が軽微であれば、本件一部開示決定及び本件変更決定は誤記を訂正せずとも適法かつ有効であると考えられる。

実施機関が本件一部開示決定及び本件変更決定において公害苦情調査報告書と記載して開示対象としている文書は、上記のとおり、本件対象文書である公害状況調査報告書と同一のものである。また、「状況」と「苦情」は厳密な言葉の意味が異なるものの、文書名全体としてみれば、「公害の苦情を受けて状況を調査した報告書」と「公害の状況を調査した報告書」という意味において大差がないといえる。上記のとおり実施機関内では厳密に区別されずに運用されていたことも考慮すれば、誤記の程度は軽微であるといえる。

よって、本件一部開示決定及び本件変更決定における上記誤記によって

も、本件一部開示決定及び本件変更決定は適法かつ有効である。また、本件一部開示決定及び本件変更決定が開示対象としている文書は、正式名称が公害状況調査報告書である文書並びにその訂正要求書及び訂正要求書への対応記録であり、存在する文書であるといえる。

4 結論

以上により、本件一部開示決定及び本件変更決定については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 付言

1 騒音測定結果記録のプロジェクト名の記載方法

上記第5. 1(1)のとおり、実施機関は騒音測定結果記録において、プロジェクト名を「測定日 地名（「町」という文字の記載あり）」と記載したり、「地名（「町」という文字の記載なし） 測定日」と記載したりしており、その記載方法は統一されていない。プロジェクト名は騒音測定結果記録の対象を特定する重要な情報であるため、記載方法は統一することが望ましい。

2 公害状況調査報告書を公害苦情調査報告書と記載したことについて

本件対象文書の正式名称は、上記第5. 3(1)のとおり、公害状況調査報告書であり、公害苦情調査報告書は誤記である。両者が意味する文書は同一であるとしても、誤記は審査請求人を含めた市民等の誤解を招くおそれがある。現に審査請求人に誤解を生じさせており、遺憾であるといわざるを得ない。実施機関は、誤解を招いた表現であったことを認識しており、今後は公害状況調査報告書で統一して使用することを検討していると述べているが、公害状況調査報告書に限らず、公文書全般において、誤記を生じさせないように努めるべきである。

第7 答申に関与した委員

尾関栄作、高松淳也、富田隆司、森幸子、金井幸子

施設課（昭和 62 年当時は施設課との名称であった。）の昭和 62 年度保存文書目録を調査したが、本件用地の使用承諾に関する可能性のある文書の記載は認められなかった。そのため、昭和 62 年当時に使用承諾書が作成されたか否かは不明といわざるを得ない。

仮に使用承諾書が作成されていたとしても、昭和 62 年当時の住宅施設課（施設課）に適用されていたと推認される文書分類基準表及び住宅施設課の説明によれば、使用承諾書は工事関係書類として 10 年保存の対象とされている。そうすると、昭和 62 年に使用承諾書が作成されていた場合、翌昭和 63 年度から 10 年間保存され、平成 9 年度の経過をもって 10 年保存が完了し、平成 10 年度以降に廃棄された可能性が高いといえる。

よって、使用承諾書につき、少なくとも現在も住宅施設課が保有しているとは認められない。

(3) その他の宅地造成関係文書

実施機関の説明によれば、賃貸借契約書及び使用承諾書以外の宅地造成関係文書については、隣地人が擁壁を建造し、宅地造成等規制法第 13 条第 1 項の工事完了検査を受けた後に、隣地人から市に擁壁が寄贈され、その際に宅地造成関係文書も住宅施設課に引き継がれることとなるところ、当該説明内容には合理性が認められる。

当審査会は、建築指導課が保有していた昭和 62 年度宅地造成許可の一覧表を調査したところ、本件用地の工事完了検査の日付記入欄は空欄となっている。よって、本件用地の工事完了検査は実施されておらず、市への擁壁の寄贈又は宅地造成関係文書の引継ぎのいずれも行われていないものと推認される。

また、住宅施設課（施設課）の上記昭和 62 年度保存文書目録にも、本件用地の宅地造成関係文書と思われる文書の記載は認められなかった。

よって、実施機関の主張のとおり、賃貸借契約書及び使用承諾書以外の宅地造成関係文書は、住宅施設課において保有されていないものと認められる。

(4) このように、本件対象文書のうち本件開示文書以外の文書で、現在、住宅施設課において保有されているものがあるとは認められない。

3 結論

よって、本件対象文書は、平成 13 年 4 月 1 日より前に実施機関が職務上作成し、又は取得した公文書であり、公文書開示請求の対象とはならないから、本件決定については、上記第 1 記載の審査会の結論のとおり判断となるが、それを一旦措くとしても、上記検討のとおり、結論は変わらない。

第6 答申に関与した委員

尾関栄作、高松淳也、富田隆司、森幸子、金井幸子

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して平成 29 年 10 月 2 日付けで行った個人情報一部開示決定（以下「本件決定」という。）については、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

業務の種類、依頼者の氏名又は名称の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

私は、過去に元夫及び元夫と係る人物から多大な被害に遭ったため、自身と子どもの身を守る手段の一つとして、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「支援措置」という。）を届出しており承認をいただいている。第三者に居住地及び世帯全員ということで子どもの情報が漏れているという事実から、不安と恐怖に襲われながら日々を過ごしていることを理解していただきたい。

第 3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び平成 29 年 12 月 27 日に実施された口頭での説明において、おおむね次のとおり主張した。

(1) 「業務の種類」及び「依頼者の氏名又は名称」（以下「本件不開示情報」という。）については、その内容を開示した場合、審査請求人が特定の依頼者及びその目的を識別することとなることから、春日井市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 17 条第 4 号に規定する「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と考えられる。上記のことから、本件処分のおおむね一部開示決定したことは妥当であると考えている。

(2) 本件不開示情報のうち、「業務の種類」のみを開示することとした場合であっても、その内容から自身に関連する事柄の相手方（依頼者）を特定することは否定できない。審査請求人にとって、相手方を特定することがで

きると、依頼者が何らかの紛争を起こそうとしていることが明らかとなり、審査請求人が、紛争に対する準備を行うおそれなどがあることから、依頼者の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

- (3) 依頼者は、弁護士との関係の中で、自身の情報を第三者に知らせない前提で依頼しており、開示した場合、依頼者と弁護士との関係が損なわれるおそれがあり、弁護士の権利利益を害するおそれがある。本件もその可能性は否定できない。

第4 調査審議の経過

- 1 平成29年10月2日 一部開示決定の通知をした日
- 2 平成29年10月11日 審査請求のあった日
- 3 平成29年11月13日 実施機関から弁明書を收受
- 4 平成29年11月22日 諮問のあった日
- 5 平成29年12月27日 実施機関の説明及び審議
- 6 平成30年1月30日 審議

第5 審査会の判断

- 1 本件決定に係る個人情報について

本件決定に係る個人情報は、審査請求人に係る特定日になされた住民票の写し等職務上請求書(以下「本件請求書」という。)に記載された情報である。本件不開示情報について、実施機関は条例第17条第4号に該当するため、不開示としていることから、この該当性について検討する。

- 2 条例第17条第4号の該当性について

条例第17条第4号に規定する「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。よって、本件における依頼者及び弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性について検討を行う。

- (1) 依頼者の正当な利益を害する蓋然性について

本件不開示情報のうち、「業務の種類」及び「依頼者の氏名及び名称」が開示されれば、審査請求人が依頼者を特定し、その目的を知ることになり、依頼者の正当な利益の実現に支障を来す可能性がある。また、依頼者が弁護士に依頼した「業務の種類」のみが開示された場合であっても、当該「業務の種類」から法的紛争の相手方を推測し、依頼者を特定することが可能であり、前記と同様、依頼者の正当な利益の実現に支障を来す可能性があ

る。当該「業務の種類」から依頼者が推測できない場合であっても、それを知った者が当該「業務の種類」に関して、その実現を阻む行動に出ることは可能であり、やはり依頼者の正当な利益の実現に支障を来す可能性があるといえる。そして、「依頼者の氏名及び名称」のみが開示された場合であっても、審査請求人は自らが関与している法的紛争を把握していることが通常であると考えられるため、当該依頼者の目的を推測でき、その実現を阻む行動に出ることが可能となることは前記と同様である。このことは、いずれその使用目的に従って使用された場合に、審査請求人の知るところとなるものであっても変わらない。なぜなら、司法の場においては、審査請求人の知るところになる前に裁判所の手続きを利用して各種の保全措置をとることが可能であり、その場合、事前に審査請求人に依頼者とその目的が知られることは、保全措置の実効性を著しく損なう可能性があるからである。

よって、本件不開示情報を開示することにより、依頼者の正当な利益を害する蓋然性が認められるといえる。

(2) 弁護士の正当な利益を害する蓋然性について

依頼者は、弁護士に依頼した事実をみだりに対外的に知られたくないと望むことが通常であるといえる。そうすると、本件不開示情報を開示すると、上記のとおり審査請求人は依頼者を特定し得るため、弁護士の行為（住民票等職務請求）を端緒として、対外的に知られたくない事実が第三者に開示されたとなれば、依頼者は弁護士に対して不信感を抱き、弁護士と依頼者との信頼関係が害される事態が現実的に生じ得る。また、前記のとおり、本件不開示情報を開示すると、弁護士の業務の遂行に支障を来す結果となり得るほか、弁護士の守秘義務（弁護士法第23条）を害する結果となり、弁護士の正当な利益を害する蓋然性があるものと評価することもできる。

(3) 審査請求人への配慮の必要性について

審査請求人は支援措置の対象者とされており、支援措置に係る一定の者による住民票の写し等の請求は認められていない。そのような状況において、本件請求書により弁護士から住民票の写し等の請求がなされた場合、審査請求人としては、依頼者が支援措置に係る一定の者ではないかと不安に感じることは十分に理解でき、そのような審査請求人への配慮やより慎重な対応は必要である。

しかし、審査請求人への配慮等は別途行うべきであり、依頼者の上記利益に関しては、不開示情報を開示した上で保護することは困難であるから、

やはり本件不開示情報を不開示とすることが必要である。

よって、支援措置がなされていることへの配慮は十分にすべきであるが、それでもなお本件不開示情報は条例第 17 条第 4 号により不開示とせざるを得ないため、実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上により、本件決定については、上記第 1 記載の審査会の結論のとおり判断した。

第 6 付言

本件請求書によれば、審査請求人の世帯全体の住民票の写しが請求されている。「業務の種類」欄に記載された業務からすれば、審査請求人に係る部分のみで十分である場合が多いと考えられ、真に世帯全体の住民票の写しが必要であったかは疑問が残る。また、国籍の情報の必要性も事案ごとに異なるため、本件においても検討の余地がある。そのため、「業務の種類」欄に記載された業務上、どの範囲の住民票の写し等が必要であるかにつき、請求者である弁護士に確認する等、実施機関においては慎重に検討することが求められる。なお、このような対応の必要性は、弁護士からの職務上請求のみならず、第三者による住民票の写し等の請求一般においても妥当するものである点に留意されたい。このような対応をすることにより、審査請求人の不安を軽減することにもつながるものとする。

第 7 答申に関与した委員

尾関栄作、高松淳也、富田隆司、森幸子、金井幸子

平成 29 年度情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

平成 30 年 5 月発行

発行 春日井市総務部総務課
問い合わせ先 〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市総務部総務課文書担当
電話番号 (0568) 85-6129
Eメール somu@city.kasugai.lg.jp